

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和2年12月11日（金）
午前10時03分～午後3時01分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	三階道雄	副委員長	きりき 優
	委員	小林憲一	委員	いぢち 恭子
	委員	大野まさき	委員	渡辺 しんじ
	委員	遠藤ちひろ		

出席説明員	施設政策担当部長	榎本 憲志郎	市民自治推進担当部長	田 島 元
	資産活用担当課長	内 田 直 人		
	文化・生涯学習推進課長	古 谷 真 美		
	健康福祉部長（兼）福祉事務所長	小野澤 史	保健医療政策担当部長	伊 藤 重 夫
	福祉総務課長	古 川 美 賀	生活福祉課長	松 田 隆 行
	健康推進課長（兼）健康センター長	金 森 和 子	保険年金課長	松 下 恵 二
	高齢支援課長	伊 藤 和 子	介護保険課長	廣 瀬 友 美
	障害福祉課長	松 本 一 宏	健康まちづくり推進室長	原 島 智 子

案 件

件 名	審 査 結 果
1 2 陳情第 19 号 ボランティア団体の活動場所の確保を求める陳情	継続審査
2 2 陳情第 10 号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情	趣旨採択すべきもの
3 第 128 号議案 多摩市総合福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
4 第 138 号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第 139 号議案 多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第 140 号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第 141 号議案 多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 所管事務調査 大人のひきこもりについて	継続調査
9 特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応について	健康推進課
2 多摩市国民健康保険の令和 3 年度保険税率等の見直しの検討状況について	保険年金課
3 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について	保険年金課
4 しごと・くらしサポートステーション相談状況について	福祉総務課
5 生活困窮者自立相談支援事業（委託及び事業者選定）及び被保護者就労準備支援事業（委託及び事業者選定）について	福祉総務課 生活福祉課
6 生活保護の相談・申請状況について（報告）	生活福祉課
7 令和元年度 生活保護費返還金の状況について（報告）	生活福祉課
8 第 8 期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 3～5 年度）素案について	高齢支援課 介護保険課
9 第 6 期多摩市障害福祉計画・第 2 期多摩市障がい児福祉計画（令和 3～5 年度）素案について	障害福祉課
10 令和 2 年度 健幸まちづくりシンポジウム実施報告	健幸まちづくり推進室

11	日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
----	----------------------	----------------

午前10時03分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査日程により進めさせていただく。

日程第1、2陳情第19号、ボランティア団体の活動場所の確保を求める陳情を議題とする。

なお、2陳情第19号については署名の追加があったので事務局より報告をさせる。

山本議会事務局次長 2陳情第19号について、当初の署名はゼロ名だった。本日までに署名の提出が80名あった。合計で80名である。

三階委員長 本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内での発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言をしてほしい。それでは、氏名を言われてからのご発言をよろしく願います。

陳情者（仲宗根氏） 多摩市点字サークル「トータス」の仲宗根と申す。

初めに、今回の陳情書の提出に至る流れを述べる。多摩市とUR都市機構との土地交換により東永山複合施設が廃止され、利用団体は旧北貝取小学校跡地に移るという計画を知った。2018年10月から翌年3月にかけて旧北貝取小学校活用検討市民ワークショップが4回あったが、文化団体が主な対象で、ボランティア団体用の活動室は考えられていないとわかった。2019年1月、ボランティア祭りの折に、参加ボランティア団体が多摩ボランティア・市民活動支援センターと話し合い、2020年3月までの使用であり、分室の今後は決まっていないとの説明があった。同年

5月、永山分室利用団体懇談会が開かれ13団体が出席、2021年3月末までの使用、今後の活動場所は何か所か検討中と説明があった。2020年10月、多摩ボランティア・市民活動支援センターから、2021年3月末を使用期限としてきたが、4月から当面の間使用できるとの知らせがあった。11月に多摩ボランティア・市民活動支援センターに現状を聞いた。一度福祉センター活動室に移り、2022年3月、オリンピック・パラリンピック準備室終了後、再度移る案もあるとのことだった。二度の引っ越しは負担が大きく、どちらの部屋も各団体の用具を収納する広さはないと思われる。

このように現状は先行き不透明で、各団体は今後の活動に不安を抱いている。安定した活動を行うために場所の確保をお願いする。また、今まで多摩ボランティア・市民活動支援センターのサポートがあり、スムーズな活動が続けてこられた。今後も多摩ボランティア・市民活動支援センター分室としての機能を持った場所を考えてほしい。

配付資料の写真について説明する。キャビネットには各団体の用具が収納されている。点字サークル、手話サークル、男性ボランティアは、小学校の多摩市福祉交流会「障がい者と共にひとときの和」で総合学習に長年協力、そこで使う機材や資料、またテキスト、印刷用紙、パソコン、プロジェクターなど、お針箱にはミシン、布類など、要約筆記では、OHCスクリーンなど、持ち運びが簡単にできない物を収納している。点字プリンターについては、市からの点訳依頼も様々あり、納期の短いものもあるため、使いやすい場所、また高価な物なので安全な場所に設置する必要がある。

2019年、読書バリアフリー法が衆議院で可決成立、6月に施行された。2020年7月には多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例が施行された。その中の第4章14条4、共に学び合い育ち合う教育の重要性を考慮し、児童及び生徒が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施すること、15条4、手話、文字、点字、音声、わかりやすい表現等の障害の特性に応じた意思疎通の手段を普及し、並びに障がい者が容易に情報を取得し、及び意

思疎通をすることができるよう、必要な支援を行うこと、このように明記されている。

障がい者への直接のサポート、社会福祉協議会に対する寄附などの間接的サポート、小学生の障がい者理解のための活動など幅広く行っているボランティア団体の安定した活動場所の確保を強く願います。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。

それでは、本件の陳情内容について、現状の市の状況や考え方等、市側から報告があったらお願いを申し上げます。

小野澤健康福祉部長 それでは、市の考え方についてご説明をさせていただく。現在東永山複合施設において活動していただいているボランティア団体の皆様方について、東永山複合施設が使用できなくなることに伴う今後の活動場所の確保については、庁内関係部署とも連携を図りながら多摩ボランティア・市民活動支援センターを運営している多摩市社会福祉協議会と対応を検討しているところである。市としては、第五次多摩市総合計画第3期基本計画の中で、地域福祉の推進のために多摩ボランティア・市民活動支援センターの支援を行うこととしている。健康まちづくりや地域共生社会の実現のためにも、市民の方々と協働していくことが必要だと考えているところである。特にボランティア団体の皆さん方には、公益的な活動で地域福祉を支えていただいている存在と認識をしているところである。以降、詳細については担当課長よりご説明をさせていただく。

古川福祉総務課長 東永山ボランティアセンターの永山分室であるが、今回陳情に上がった方のご説明にあったように、今回東永山ボランティア分室をなぜ移転しなければいけないかという部分については、これまでも説明あったように、一つは、旧東永山小学校学校跡地の活用の方針ということで、現在旧東永山小学校用地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換の関係で、実際に旧東永山小学校の跡地の使用ができなくなるという経過があった。そういった中で、多摩市社会福祉協議会の永山分室の中では、現在職員は常駐していないが、ボランティア団体の方々に部屋の貸し出し事業を実施しているため、その使用の部分について今後対応をどうしようか検討させていただいているところである。もう一方では、旧北貝取小学校跡地活用

基本方針についても市で決定させていただいた。その決定の経緯の中で、この利用団体の方々から、永山分室の後はどうな形の活動になるのかというようなご心配、ご疑問も出されているということで社会福祉協議会からもお話があり、なお、市としても、ボランティアセンターの部分については社会福祉協議会と市とで調整をするような形になり、令和元年度、その窓口の部分についてはボランティアセンターの担当業務として福祉総務課が所管し検討するということが検討が始まっているところである。

今回陳情に上がっている東永山複合施設については、使用ができなくなるということについて、先ほど健康福祉部長からお話があったように、今社会福祉協議会と具体的な活動場所の確保について検討を行っているところである。今利用団体さんがどのような頻度で、何人ぐらい活動を行っているのか、また、ボランティア団体が使用している資料・資材の保管場所の検討のために何をどれくらい保管しているのか等の確認を現在社会福祉協議会が行っている。併せて、東永山複合施設にいつまでいられるのか、そして移転後使用可能な施設はどこなのかなども含めて、現在福祉総務課を窓口として庁内関係課にも協力をいただき検討している。このようにボランティア団体の皆様のご意見やご要望などの調整は社会福祉協議会が担当し、そして市役所関係課との調整を福祉総務課が行い、今社会福祉協議会と福祉総務課の両者が連携して対応を行っているところである。

三階委員長 これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 それでは、この陳情書と、先ほどの陳情者の発言、今の市側の説明を受けて6点ほど質疑をしたいと思います。

この陳情項目は、陳情団体である点字サークルトータス、パソコン点訳サークルこがめ、多摩市視覚障がい者福祉協会、リフォームおはりばこ、男性ボランティア会議、この5団体を含む現在東永山複合施設B棟の多摩ボランティア・市民活動支援センター永山分室で管理している活動室、会議室の2室を活動場所として使用しているボランティア団体、この5団体のほかにもボランティア団体があるわけであるが、そこが2021年9月からの東永山複合施設閉鎖後も活動を続けていける場所を確保してほしいというのが陳情の内容だと思うが、それを受けて先ほど言ったように6点

ほど質疑したいと思う。

それで、陳情理由の1番目に、これまでもこのボランティア団体が移転を繰り返してきたと、これからもそういうことになるのかということで、これまでの移転してきた経過について1つお答えいただきたいと思う。

2つ目は、直接的には社会福祉協議会が担当しているが、その窓口になっている市の担当課は今説明があったように福祉総務課で、今全体としてまだいろいろ検討中だということであるが、どのようなところを移転先として挙げているのかお答えいただきたいと思う。

3つ目であるが、先日陳情者からご説明があり、今永山分室で使用している活動するための部屋と資料・資材・器材等の保管スペースであるが、これは1教室と半分というか1.5教室分で、そうすると学校の1教室は72平米だと思うので、その1.5倍の面積が今使われていることになると思う。それで、今移転先として想定されている総合福祉センター7階のボランティア活動室の面積、またそこに保管スペースを確保できるのかどうか。もう一つ移転先として想定されているヴィータ7階のオリンピック・パラリンピックの事務局がある部屋と、その手前というか向かって左側に打ち合せスペースがあるがその面積、同様に保管スペースが確保できるのかどうかについて、わかる範囲でお答えいただきたいと思う。

4つ目であるが、陳情理由ではオリンピック・パラリンピックの事務局で使っている部屋が空くのが2022年4月からで、東永山複合施設が閉鎖されるのが2021年9月、2021年9月から2022年4月までの半年間のタイムラグはどうするのだということが陳情理由に述べられているが、その解消策としてはどのようなことが考えられているのか。

5つ目であるが、旧北貝取小学校に今度できる市民活動・交流センターについては、文科系の市民団体はそこに移るのだが、福祉系のボランティア団体が使用できるスペースがそこにはないと陳情理由にも書いてあるが、その辺の実態についてお答えいただきたいと思う。

6番目に、先ほど小野澤健康福祉部長、古川福祉総務課長から発言があり、基本的には公益的な活動をされているボランティア団体の活動については市としても支援をしていくというお言葉があったが、これは現在の活

動を保障する形できちんと支援をしていくのかどうかについて最後にお答えいただきたいと思う。以上6点である。

古川福祉総務課長 6点ご質問をいただいたが、5点目の市民活動・交流センターに福祉のスペースがないのかという部分については、後ほど古谷文化・生涯学習推進課長から説明させていただきたいと思う。

まず1点目の経過である。そもそもなぜボランティアセンターを社会福祉協議会が、済まないが社会福祉協議会はこれから「社協」ということで説明させていただきたいと思うが、社協がやっているのかというところからであるが、日本のボランティア支援については全国社会福祉協議会、全社協と言うが、ここがボランティアセンターの設立を早くから進めてきている。最大のボランティア活動推進機関ということで、全都道府県及び9割の市町村に市町村社協がボランティアセンターを設置していると伺っている。多摩市においては昭和60年、今から35年前であるが、多摩市役所の中に多摩ボランティアセンターが開設されている。その後平成9年に総合福祉センターが開設された際に、その総合福祉センターの中に多摩ボランティアセンターが移転しているところである。その際、市役所の中のボランティア活動室については、その当時関戸分室ということで開設され、そのまま設置されていた。平成12年であるが、学校跡地の暫定活用として東永山複合施設に関戸分室が移転して、そこで改めて永山分室ということで開設されている。その後平成24年11月であるが、多摩ボランティア・市民活動支援センターが開設された。その中で、ボランティアセンターは総合福祉センターの中にあつたところが、ヴィータ・コミュニエに移転し、そこで多摩ボランティア・市民活動支援センターとして開設している。それに伴い、多摩市総合福祉センターの中にあつたボランティアセンターは総合福祉センター分室という形で開設されたというのがボランティアセンターの経過という形になっている。

2点目、移転先をどう考えているかということであるが、移転先については、まず社協と話をしているのは、総合福祉センターの中にはまず社協の事務局がある。そしてヴィータの中には今申し上げたような多摩ボランティア・市民活動支援センターがある。そこに職員がいることもあり、そ

こを2つの拠点という形で活動の支援ができないかというところでお話をいただいている。そのため、現在この総合福祉センター及びヴィータを拠点の形で移転ができないかということで検討させていただいている。

3点目の資料・資材の保管スペースであるが、で陳情者から写真をいただいている。写真にあるような文書庫が現在10個ほどあると伺っている。それが東永山複合施設の中に設置されているが、その前に一度整理をしようということで、何が保管されているのか、社協が中身を確認しながら今整理を行っているところだと伺っている。その結果、どの程度のボリュームになるのかについて確認をしていきたいと思っている。

なお、陳情文書の中にもあるように、非常に重い物、例えば点字サークル用のプリンター及び翻訳機、そしてパソコン、そういった物を持ち運びすると、電子機器であるから壊れる可能性もあると伺っている。そういった物を使用のたびに出したりしないでできる工夫は何かないかも今考えているところである。

ヴィータの面積であるが、申しわけないがヴィータ及びボランティア活動室の面積については手持ち資料がない。ただ、ヴィータについては、オリンピック・パラリンピック準備室が出た後は一応通して50人規模の集会ができるようなスペースだということでは確認をしている。併せて、社協、総合福祉センターの活動室に関しては、人数的に何人入れるのかという確認を今させていただいているところである。

4点目である。2021年の9月ということで一旦文書を出させていただいたが、先ほど陳情者のご説明の中にもあったように、当初は2021年、来年の3月までに整理をしなければというような話があったところであるが、先般の社協との調整で、社協から出させていただいた部分では、9月までというところが若干延びるようだという情報提供をさせていただいている。その件に関しては、先ほど申し上げたUR都市機構との土地交換の部分での調整を行政管理課にさせていただいて、その情報をもとに情報発信をさせていただいているところである。場合によっては当初9月から翌年の3月までの活動場所が確保できない、引っ越しが2回になるといったような不便をかけてしまうのか、あるいはもしかしたらかけなくて

も済むようなタイミングになるのか、その辺については今その動きを確認させていただいているところである。

6点目、今の活動を保障していくのかというところである。先ほど健康福祉部長からも話をさせていただいたように、市としても、そのボランティア団体の皆様の広域的な活動という部分は地域福祉を支えていると認識している。そういった中では、広域的な活動を市として支援していくというところは、第五次多摩市総合計画第3期基本計画にもうたっているように、させていただきたいと考えている。ただ、特にこの場所の問題については、市の公共施設を活用するという点で限られた資源でもある中でどういった形で活動を支援するのか、特にハードの部分については、その内容とボリュームも含めた中で検討していきたいと考えている。

5点目の内容については、また別に答えさせていただく。

古谷文化・生涯学習推進課長 5点目のご質問、旧北貝取小学校の市民活動交流センターには文科系の団体が移り、福祉系のほうではないという認識で陳情書に記載がされているが実態はどうかというご質問をいただいた。先ほど陳情者からご説明があったとおり、旧北貝取小学校跡地施設の基本方針をつくる際には、ご紹介いただいたように平成30年度に、10月から1月にかけて4回にわたりワークショップを開催した。これは広く市民の方々のご意見をいただきたいということで、学校跡地施設を暫定活用という形で利用されている方々や周辺の自治会の方々、そしてまた東永山複合施設のボランティアセンターの分室を利用されている方々にも参加していただいている。お申し込み49人いただいて延べ131人の方々にご参加もいただいたところである。このときのワークショップでは、前提として旧北貝取小学校、学校跡地暫定活用ということで今6か所の学校跡地施設がある。今年度はコロナの関係で3月はほとんど閉館していたので1万人ほど減ったが、年間で12万人の方々がこの学校跡地を活用しておられる。そこを活用している方々がほかの公共施設で活動できないいろいろな理由がある中で、旧北貝取小学校でそういった活動が継続してできるように、また、今まで学校跡地を暫定活用で使っている方々だけではなく、広くもっとほかの方々にも新しく活動していただけるような場所を整備していこうという

ことで旧北貝取小学校を整備していくと。学校跡地の恒久活用方針の中では文化財の収蔵等機能もここに整備をしていくというのが旧北貝取小学校についての方針として示されているので、この2つの機能ということをつくっていく。公の施設であるので市民の利用に供する活動の場としては使用料も取らせていただくのが市の原則としてあること、これまでと同じような形ではなく、要は定期で利用している方々で話し合っただけで部屋を使うということではなく、新たに活動する方々にも公平に利用していただけるように予約の方法等を考えていこうということで、このワークショップをさせていただいたところである。したがって、多分そこに参加されたボランティアセンター分室を活用されている方々のニーズである無料で定期的に自分たち専用の活動の場というところからすると、この旧北貝取小学校のコンセプトは違うなということで大変不安に思われたのだと思う。このワークショップの目的としては、そういったボランティアセンターの活動を考えようというところとはそもそもの出発点が違っていた。その場では特にご意見はなかった。旧北貝取小学校跡地活用基本方針をつくった後のパブリックコメントと市民説明会であるが、基本方針案の市民説明会として、平成31年の3月19日にベルブホールとヴィータホールで市民説明会を行った。永山のベルブホールのほうでは24名、ヴィータのほうでは6名の方々にご参加いただいている。このときにも、ボランティアセンター分室を利用されているという方々から、ボランティアセンターの分室の場所がなくなってしまうので旧北貝取小学校にそれを整備できないのか、お部屋を1つ用意してほしいというようなご要望があった。これについてはボランティアセンターの分室がなくなった後の活動場所の保障、今と同じように無料でずっと使えて、物も置いてというところについては、市と社会福祉協議会等で話し合いをして活動が継続できるように考えていくというようなご説明をさせていただいている。ただ、旧北貝取小学校に関しては、福祉系の団体であっても文科系の団体であっても、団体登録をして利用の予約をして抽せんをした結果で利用していただくし、障がい者団体だと半額減免の規定は設けさせていただくが、基本的には使用料を取らせていただくということで、団体の種別によってボランティアだから必

ずこの部屋が専用ということではないというご説明をさせていただいたところである。

小林委員 簡潔にもう一度質疑したいと思う。それで、今の2点目、移転先ということで2つ挙げられているが、これはどちらかにということもあるし、段階的に、つまり一度総合福祉センターに移ってそれからまたヴィータに移るようなことも選択肢としてはある、だが、4番目の質疑のところ、そのタイムラグの期間がなくなるかもしれないのでヴィータということも考えられるという説明だった。少し確認したいが、先ほど陳情者が発言された中では、当初2021年3月までだったが2021年4月以降も使えるようになるという説明があったということなのだが、先ほどの福祉総務課長の説明だと2021年9月以降も使えるようになる可能性がある、それはつまりタイムラグがなくなるように2022年3月まで継続して使える可能性が出てきたということであるが、それでよろしいのだろうか。確認である。

内田資産活用担当課長 土地交換というところで、私のほうからご説明をさせていただく。ご案内のとおり、UR都市機構所有の旧多摩ニュータウン事業本部用地と市が所有する東永山複合施設の土地交換を平成31年3月に提携し、土地交換は令和3年9月までにということと契約を結んでいる。ただ、土地交換までに東永山複合施設を空けることを想定して旧北貝取小学校の整備を進める予定でいたが、コロナ禍によって旧北貝取小学校の整備が令和4年3月まで延びる可能性が出てきているという状況が見えている。こういったことを踏まえて、UR都市機構とは令和4年3月まで土地交換を延長する方向で今調整を図っているところである。ただ、3月末というところまではいかないと思うが、この調整状況を踏まえて、利用団体等へは利用期限についてできるだけ早くお知らせをしていきたいと考えている。

田島市民自治推進担当部長 先ほどいただいた質問の中のヴィータのボランティア・市民活動支援センターの面積であるが、調べたのでお伝えしたいと思う。ヴィータの7階にあるセンター全体の面積が376平米である。その中で、今オリンピック・パラリンピック推進室の事務室として使わせていただいている、こちらは旧打ち合せコーナーとして使っていた場所であるが、その

面積が約55平米になっている。それに隣接する閲覧コーナーや打ち合せスペース等も含めると大体倍ぐらいの面積になるので、100平米ぐらいになろうかと思っている。

小林委員

この陳情の内容の一つが、移転をするのであれば、2回移転をするのではなく1回で済むようにしてほしいということがある。その可能性はあるということで、それはタイムラグがないようにしないといけないと思う。その辺は、ぜひ今後とも検討してもらいたいと思う。

もう1点が、今活動しているものと同水準の面積、いろいろな資料や資材・機材の保管場所が確保できるかどうかであるので、もし1回でヴィータに移るということであれば、今お答えがあったように奥の部屋、手前にボランティア・市民活動支援センターの事務所があり、奥に行くと右側にオリンピック・パラリンピックの事務局の部屋があり、左側にテーブル等があって話ができるスペースがあるが、奥の両方を合わせると100平米程度で、その100平米程度あると、この前陳情者に伺った話では1教室と半分ということであるから72平米プラス36平米で約100平米ということで面積的にはほぼ見合うかと思う。ただ、資料や資材・機材の保管場所は別に設けないといけない、しかも近いところにそれがないと実際に使うには不便だということで、その辺の状況がどうなのかと思う。だから、ぜひその辺はきちんと調べてもらいたい。私たちも今後ともいろいろ取材をして調べたいと思うが、その辺がある。

それから、最後に伺った旧北貝取小学校にできる市民活動交流センターであるが、例えば普通の公民館やコミュニティセンターと同じように団体登録をして予約して一定の使用料を払って使うのがノーマルな形である。それからすると、今東永山複合施設で永山分室として使っている使い方とは少し合わないということで、文化サークルでないから、福祉系のサークルだからだめということではなく、そういう使い方の点で合わないということだった。多分市民活動交流センターに移転するのは難しいと思うので、ほかの方法で代わりどころを見つけるしかないと思う。その辺についてもう一度全体として確認をして、1回目の質疑は終わりたいと思う。

古川福祉総務課長 市民活動と広域的な活動の部分の整理を、実際今社会福祉協議会とも

議論しているところである。その中で社会福祉協議会としても、団体への支援の仕方はどうしたらいいのかも含めて今検討させていただいているところである。そういった中で、実は今、旧北貝取小学校を利用したいという団体もいると伺っている。一方では、広域的な事業を特に無償でやっておられるという部分もあり、その活動を保障してほしいというようなボランティア団体さんの意向もあると伺っている。そういった中では、繰り返しになるが、限りある資源を有効活用しながら団体の活動を支援していこうというスタンスである。

大野委員 先ほどのご説明だと、福祉総務課あるいは社会福祉協議会と調整しながら今いろいろ具体的なことを調べて、それに基づいてなるべく早いうちに次はどこに行けるかをお話ししたいというふうに受け止めたわけであるが、スケジュール的に、今なるべく早くというのがあったが、どれぐらいまでの期間をめどに具体的に回答を出そうとお考えだろうか。

古川福祉総務課長 社会福祉協議会と今検討しているのが、実は1月下旬頃にボランティア団体の方への説明会を開こうということで社会福祉協議会が企画している。その段階で説明できる部分については一旦そこで説明していこうということで、それに向けて市内の調整もさせていただこうと考えている。

大野委員 勉強不足なのだが、今回このような形でいろいろな団体の方たちが参加して陳情をお出しになられたわけであるが、今保管している資料も、活動内容によっていろいろで、例えば市のお願いを聞いてやらなければいけない仕事をされている部分と、そうではないところも多分あるのだと思う。それによっておのずとそこの部分での配慮が多分違ってくるのかという気がするが、そのようなことが前提としてあり、例えばこういうところは市からお願いを受けてやっている活動だから、そのようなところは、先ほどあった一つで言えば点字プリンターなどはあまり移動しないような形でできるようにするよう心がけたいというのがあるのと、一方で、今持っておられる資料や保管されているものがどれだけあるのか、そういうものがどれだけ移転する場所に収まるのかも見極めなければいけないから今調査をされていると思う。全部は同じように移動できないような場合によってはあるのかどうか、団体によってはその辺り一律ではないと考

えたほうがいいのか、それとも前提としては、あくまでも今までやってこられたボランティア団体に関して言えば全て同じように一律的に、なるべくならその保管庫の資料は変えないでそのまま同じ場所に移動できるような感じでお考えなのか、あるいはそうとは言えないのかどうかについてお尋ねしたいと思う。

古川福祉総務課長 今荷物がたくさんある中で、本当にその保管をしておく必要があるもの、あるいは一旦整理をしていただかなければいけないものがあるかと思っている。社会福祉協議会がまず少し整理していただきたいということで団体の皆様をお願いして、それを含めた中で最終的にどのくらいになるのか、そしてどのようなものが保管として必要なのか、そういうボリュームを全体の中で考えていこうというのが今の状況である。その後、そのボリュームによって、なかなかそれが収まらない部分をどうするかについては、大変申しわけないが、今後の検討という形になっている。それは社会福祉協議会と各団体が調整するのか、あるいは団体同士でご検討いただくのか、いろいろな手法があるかと思っているが、今それを調整中である。

大野委員 あと確認したいのだが、先ほど旧北貝取小学校の市民説明会で具体的にボランティア団体の方々も意見をお出しになったという話があった。今回このような形で陳情が出てきたが、水面下というか、もともと移転をしなければいけないということはわかって以降の話し合いというのは基本的にないままだったのか、あるいは何か一応事実は伝えてあるのだが、市もまだいろいろなことを検討中だから伝えられない間に、あるいは決まらない間にこういう形で陳情が出てしまったのか、その辺りの経緯というか、これまでの話し合いは全くなかったのかどうかについてお尋ねしたいと思う。

古川福祉総務課長 話し合いというのは、まず一つは市と社会福祉協議会、そして社会福祉協議会と団体という両者があるかと思っている。そういった中で、令和元年度から福祉総務課を窓口とした形で庁内調整を図っていこうという方向性を出した中では、今日も協力していただいているが、庁内でも関係課の皆様と調整を進めてきた。併せて社会福祉協議会とも、いつの時点でどのようにしていこうかという部分については共有をしてきた。ただ、今お話しさせていただいたように、特にUR都市機構との土地交換の部分に関

しては、スケジュールがなかなかはっきりしなかった部分もあった。そこで今回行政管理課にも協力していただいた中で、今の段階でどこまで市民の方にご説明ができるかという部分に関してお話しいただいた中では、この時期には話ができるのではないかとということで対応してきた。そういった中で社会福祉協議会と話をしているが、市民の方々にまだ伝えられないという部分は社会福祉協議会としてもあったかと思っている。

大野委員 議会としては、陳情は市民の権利であるし、お出しになっていただくのは全然構わない。ただ、今、福祉総務課長が言われたように、おそらくいろいろなことが決まってない段階で正確な話もできないという部分もあったのではないかと思うが、こうなった以上はきちんといろいろなご不安や、現実的にこちら側が対応しなければいけない課題をお互い突き合わせて、きちんと丁寧な取り組みをしていっていただくことを要望したいと思う。

渡辺委員 今市側の説明を聞いて、これから調整や調査をしていかなければいけないということはわかった。ここで提案なのだが、この陳情に対して継続審査の提案をさせていただきたいと思う。主に3つあるのだが、現在のボランティア団体活動室を実際に視察する、様々確認することが必要かと思う。これはキャビネット内の資料、点字プリンターなどの機材、いろいろな資材も含んで一度その現場を確認したいということである。2つ目としては、この永山分室の利用状況の詳細な調査が必要ではないかということである。これは主に広さのことで、どの程度のスペースが必要なのかということである。3つ目として、移転先として考えられる総合福祉センターの管理者である社会福祉協議会の意見を一回聞いたほうがいいのではないかということである。主にこの3つを挙げて、継続審査の提案をさせていただく。

三階委員長 この際暫時休憩する。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

お諮りする。本件については、委員のメンバーから継続審査にしたいというご意見があった。内容については、実際今使われている現場の状況等

を委員会としてしっかり調査をしていきたい。また関わっている社会福祉協議会との協議も行いたい。また団体等の利用の状況、あとは今使われている、今後予定をしている部屋等の面積等のデータをいただきたい。また、公共施設等の問題もあるので、そこら辺もしっかり考えていきたい。期間、今後市側と団体側と協議をしていくということで、それも1月下旬というようなご意見もあったので、そこらも加味して結果を出していきたいということで、それらを理由に、我々もその状況をしっかり見据えながら継続的に結果を出していく、審査していくということになったので、今回慎重審査のため継続したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

ご異議なしと認める。よって本件は継続審査とする。

先ほど継続審査ということでの資料要求があった。先ほども言ったが、団体の利用状況、また部屋の面積等のデータをいただきたいということで、その点もご了承をよろしく願います。

続いて日程第2、2陳情第10号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情を議題とする。

2陳情第10号は継続案件である。

本件の陳情内容に関して提出された資料について、また現在の市の状況や考え方など、市側から説明があればお願いをする。

松本障害福祉課長 今回資料としてご提示させていただいた暗所視支援眼鏡の日常生活用具認定に関する、既に支給している近隣市の状況というところで確認できている狛江市、府中市について、資料として上げさせていただいた。狛江市については、令和2年4月1日から支給開始、給付基準額39万5,000円ということで、視覚障害一、二級、原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害のある方または難病患者の方を対象とされて、耐用年数8年というところで項目として設置されている。こちらの経緯としては、昨年10月頃、狛江市議会議長から、知り合いの方で暗所視支援眼鏡を使用している方がいるので話を聞いていただきたいという話があり、市としても有用性について話を聞いて、市としては有用と判断し、令和2年4月から品目追加されたという状況だそうである。確認

したときには2件利用されていて支給したというなお話であった。支給額については、ほぼ基準額どおりの支給ということで、基準額内で収まっている。申請前には取り扱い店で試着するように伝えているというような話も聞いている。身体障害者手帳取得者というところで難病だけの方ではおられないということである。詳しい病名については非公開ということであった。あと実際に使った方の感想等はまだ確認が取れていないというお話であった。

府中市については、令和2年3月30日から支給開始したということで、給付基準額9万9,800円。こちらについては視覚障害者用情報認識装置という品目の中で対応可能としたそうである。市民の方からこの眼鏡について日常生活用具の対象となるか問い合わせがあり、内部で検討されて、この品目の中で支給可能であると判断されたということである。確認した時点では、支給は今のところないということで、自己負担もかなりかかるので対象が絞られているのも影響しているのではないかとということであった。

あと本市の今後の対応の検討というところであるが、近隣市にも同等の陳情が上がっているところと上がっていないところがあるようであるが、上がっている自治体ともいろいろ話をする中では、品目として追加するか検討していくというような動きも結構あるようであるので、本市としても、このような陳情が上がっているところから、検討してまいりたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員 前回の委員会でも確認したことかと思うが、本市においてこの眼鏡の使用を必要とするような市民の方、本市がつかんでいる限りでそういった該当者があるかどうかを確認する。

松本障害福祉課長 本用具の対象となられる方は、網膜色素変性症の方に有用であろうというなお話もあった。本市における対象者の数としては、12月の時点で特定疾病者医療費助成の認定者の方で網膜色素変性症の方が大体42名ほどおられて、手帳取得者が37名おられるところである。そのよ

うな方の中で、どれぐらいこの品目を使われるか、必要とされるのかというところが対象になってこられるかと思っている。今のところ市には、これが品目として出ないのかというようなご相談等はいただいている状況もあるので、このあたりは視覚障害の手帳を取得されるような方や、網膜色素変性症の方からお話を伺うような場があれば、そのようなところも踏まえて検討していきたいと考えている。

いぢち委員 障がいをお持ちの方々にもなるべく快適にあるいは便利に生活していただくために、こうした日常用具への補助というのはいろいろな面で必要だと思う。障がいも多岐にわたり、そして必要となる用具も当然そうで、さらにこういった眼鏡もそうであるが、技術の進歩とともに非常にいろいろな物が出てくるわけである。一つの考え方であるが、日常生活用具の給付に関しては、市にこういった品目のリストがある。今そういった技術の革新や新製品の開発に伴って新たな製品をリストに加えていこうかという検討をして、実際にそのリストに加えるまでには大体どのぐらいの期間があれば可能なのか、また、そのリストに加えるに当たってどういったことが問題というか懸案事項になるかを伺いたいと思う。

松本障害福祉課長 日常生活用具の品目の追加についてであるが、どれぐらい時間がかかるかについては事例によってであるかと思うが、やはり予算の確保ができてからということになると思う。予算の範囲の中で対象とすることが可能なかどうか、対象としたことでどれぐらいの支出が見込まれるのかが、対象としてすぐに追加できるかできないかに影響してくるかと思っている。そういったところは、障害所管だけではなく財務との調整も出てくるので、どれぐらいで事業対象品目として追加できるかは調整によると考えている。

いぢち委員 今本当に重要な点だと思うが、予算が出てきた。これも用具によって金額も千差万別かと思うが、当然高額になればなるほど検討にはいろいろな時間や労力を要すると思う。それで、これは本当に私たちのすぐには聞かれないであろう提案だが、必要な日常生活用具の給付を考えると、リストでかっちり品物を決める以外に例えばそういった新技術の革新を考慮して何らかの未定枠を設ける。これ予算編成の上で難しいかと思うが、言わばこれからに向けての給付を考えていけるような体制作りは難しいものだ

ろうか。その点を伺いたいと思う。

松本障害福祉課長 そのようなご提案については、今ここですぐ回答するのは難しいかと思う。予算の組み立ては、ある程度どのようなものに対してどういう執行が見込まれるのかを踏まえた予算計上になってくるかと思う。今後新たな技術革新によって品目追加するかもしれないということも含めてプールとして予算化できるかについては、障害施策にはいろいろ多様な要望があるので、そういったところも踏まえて、そういう対応が可能なのかどうかを全庁的に調整していきたいと考えている。

いちぢ委員 今決めたり考えていくのも本当に難しいことかと思う。ただ、やはり私たちは、市民の様々なニーズや困り事にどれだけ柔軟に対応できるかということも必要だと思う。今回のこういった陳情は、まさにそういうことを考えるよい契機ではなかったかと思っている。この眼鏡が必要な方には当然支給の支援をしたいという気持ちももちろんある。ただ、ニーズがどれだけ見込めるかわからないものがかっちり決めておいてそこに予算取りをすると、今度ほかの何かニーズが出てきたときにそれに対応できなくなることも考えると、ある程度発想を変えて柔軟な対応ができるようにすることを今後の懸案事項として考えていただけないか。これは当会派からの意見として申し上げておきたいと思う。

渡辺委員 確認であるが、前回たしかこの網膜色素変性症という指定難病の対象者は38人、それで手帳を持っている方が30人というご回答だと思ったが、今聞いたら42人と37人ということで、これは増えているということによるのか。

松本障害福祉課長 今ご質問いただいたとおりであり、以前は9月時点だったが、今回間が空いたところで対象者に変動がなかったかどうか確認したところ、増えていたというような状況である。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

渡辺委員 2陳情第10号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関

する陳情について、公明党を代表して意見討論させていただく。

まず前回の定例会でこの陳情に対して、陳情者が町田市民ということもあり、多摩市での対象者の現状や要望、そして近隣市の取り組み状況を市側に確認してもらいたく継続審査にしたという経緯がある。その間、健康福祉常任委員会として市側との勉強会を設けるなど調査をしてきた結果、今のところ多摩市民からは要望がないということであった。そのようなことから、今回は趣旨採択の立場を取らせていただく。しかしながら、市内での網膜色素変性症という指定難病の対象者を今確認したところ42人、そして手帳を持っている方は37人ということである。症状の程度もあるかと思われるが、この疾患に対して日常生活上夜間における危険性や不便を感じている方がいることは事実である。また、市内の対象者がこの暗所視支援眼鏡を知らない可能性もある。今後市内における対象者の意見、要望などの聴取を求め、趣旨採択の討論とさせていただく。

小林委員

小林憲一である。2陳情第10号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思う。

この間市側の説明でも、この「MW10」と同等の機能を持つ暗所視支援眼鏡は今のところほかでは開発されておらず、網膜色素変性症患者の皆さんが暗所でも安全に行動できるようにするためには、この「MW10」を装着する必要もあると考えられる。これは日常生活用具として指定する際の条件にもかなっていると思う。この「MW10」について日常生活用具として指定している自治体はまだ数少ないわけであるが、多摩市でも早期に認めていく必要があるのではないかと考える。この症状の出現率は4,000人から8,000人に1人であるが、それで推定すると多摩市でも20人から40人程度となるが、先ほど説明があったように該当者は42名で、うち手帳を持っている方が37名ということ、これは市民からも待たれているものだと思う。ただ、具体的に多摩市民から日常生活用具という要望がないということであるので、これも踏まえて、多摩市として「MW10」を日常生活用具として指定することを前向きにぜひ検討していただきたいと申し上げて、本陳情については趣旨採択すべきものと判断

する。

いぢち委員 2陳情第10号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。

障がいを持つ市民のご不自由、ご不便に対して公的支援を行うということは、直接の補助ができることのみならず、社会的な意義においても非常に重要である。ただ、今回の本陳情に上がっている生活用具に関しては、市内で具体的に支援を要望している該当者がいないことと、ほかにも様々な障害特性を持ち、様々な要望を持つ市民の存在を考慮すると、今回給付対象用具とすることが必ずしも適当ではないのではないかと考えている。今後も様々な新技術、新製品が登場する可能性に鑑みて、当会派はむしろ市の支援給付体制、認定の方法に対して弾力的な運用を可能とするもののほうが重要ではないかと考えるものである。そうした行政側の、より柔軟かつスピーディーで当事者側に立った制度設計を要望することと併せて、本陳情についてはネット・社民の会として不採択の立場とさせていただきます。

大野委員 大野まさきである。2陳情第10号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情に対し、フェアな市政を代表し、趣旨採択の立場から簡潔に討論させていただきます。

これまでの審議の中でも明らかになったように、市民の中から具体的にこれに対する支援要望、要求は出ていない。しかし、潜在的にこういったものに対して対応していくことの必要性は感じている。また、具体的な取り組みが今後出てきたときにきちんと対応できるようにという姿勢も込めて、まだ具体的な人が市民にはおられないが、それに備えるという意味で、趣旨採択の立場で討論する。

きりき委員 2陳情第10号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情について、趣旨採択の立場で意見を申し述べる。

まず1点として、現状この「MW10」の支給の必要性は確認されていないことから、こちらに予算を確保することはあまり適切ではないだろうという考え方、そしてもう一つは、いざ必要になったときに、これから新技術の開発も期待ができるものであるから、現在この「MW10」にこだわって陳情を採択する必要はないだろうと考える。ただ、今後障がいをお

持ちの方が自己実現をしていくに当たってはやはり福祉用具、また日常生活用具は極めて重要な部分を占めるものだと思うので、ぜひ所管の方々には柔軟な対応をその場その場で、そのときそのとき、最適なものを採択するという形の考え方、姿勢を取っていただきたいと申し述べて趣旨採択の意見とさせていただきます。

遠藤委員 新政会としては、今きりき委員からもお話があったように、本案件については趣旨採択が望ましいと考える。

三階委員長 ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が5名、不採択すべきものという意見が1名であった。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件については趣旨採択すべきものと決した。

それでは日程第3、第128号議案 多摩市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 第128号議案 多摩市総合福祉センターの指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。本件については、令和3年4月からの多摩市総合福祉センターの管理運営について指定管理者制度を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、二幸産業・NSPグループを指定管理者に指定するため提案するものである。

新型コロナウイルス感染症への対応等も鑑みる必要があり、また多摩市立温水プールと施設や設備を共有する一体施設であること、また維持管理業務などの共通業務を一元的に行っていること、またこれらを考慮した効率性及び利用者サービスの向上の観点から、平成20年4月から管理運用している二幸産業・NSPグループに特命で指定をしたいと考えている。

この指定に当たっては、多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会の意見を踏まえて選定したところである。さらに、個人情報の取扱いについても、多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の同意を経ているところである。指定の期間については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間で、今後の施設運営等のあり方について検討を行ってまいりたいと考えている。詳細については福

社総務課長よりご説明をさせていただきます。

古川福祉総務課長 多摩市総合福祉センターに関わる指定管理者の指定についてである。

本案件については9月の健康福祉常任委員会の際にもご説明をさせていただいたが、今回新型コロナウイルス感染症の影響による施設の管理運営への影響及び課題等を見定めるために、次期指定管理期間を令和3年度からの1年間とし、今回特命で候補者を選定した。令和4年度に改めて次期指定管理者の選定を行う予定である。

今回の令和3年度からの指定期間を1年間とする理由及び令和3年度からの指定管理者を特命とする理由については9月の説明と同様であるが、まず1年間とする理由については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により今後の施設管理運営のあり方及び利用料の収入等の予測が非常に困難であること、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、次期以降、令和4年度以降の指定管理に向けて新たな施設の管理運営方法を検討検証する期間とするために1年間とさせていただいている。また管理者を特命とする理由については、指定管理期間が1年と短期であるため新たな事業者の参画がなかなか見込めない、そして今後の感染状況に合わせた柔軟かつ早急な対応、新しい生活様式に応じた管理運営手法の検討に当たって施設の管理運営状況を十分理解している必要がある、そして現指定管理者がこれまでの3期にわたり施設の指定管理を行っているため、施設の特性、運営を熟知しており、また十分な実績を有していることから特命とさせていただきたいと思う。

団体については、二幸産業・NSPグループである。次のページの資料をご確認願う。

本特命事業者の選定に当たっての経過である。令和元年11月に経営会議で、令和3年度も引き続き指定管理者制度を導入し、次期指定期間をこの際5年間ということで決定した。その後6月に、次期指定に関する経過、そして今後のスケジュールを常任委員会に報告させていただいている。7月に、これは新型コロナウイルス感染症の影響をいろいろ鑑みただ中で、特に温水プールとの一体的な運営も含めた中で、この経営会議の中で次期の指定を特命及び指定期間を1年ということで決定した。8月に、指定管理

者の指定申請書を受理した。9月に、指定管理者候補者選定審査会を開催して候補者を決定させていただいている。10月に、情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問して了解をいただいている。そして指定管理者の候補者に選定の通知をした。11月に、仮協定を締結している。

今後のスケジュールであるが、今回この第4回定例会で指定の議決をいただいたら本協定を締結してまいりたいと思う。そして、4月から1年間であるが、次期指定管理者の業務を開始していく。

今回多摩市総合福祉センターの指定管理について9月14日に候補者の選定審査会を開催したが、審査については、市が示した管理基準を満たしているかについて3段階評価で審査した。審査項目については、管理運営の基本方針や組織、管理、事業、そしてサービスコスト、地域貢献などの項目で審査を行っている。その結果、二幸産業・NSPグループの提案内容は管理基準を満たしているということで評価し、その指定管理者候補として適しているということで判定した。

特に具体的に評価された点としては、例えば事業サービス面では、これまで指定管理者として施設を管理してきた経緯を踏まえ、具体的な事業方針、そして利用者の増加策、満足度向上の提案をしているとの評価であった。併せて、地域貢献の点についても、事業について市内の市民そして団体を活用している点、併せて障がい者団体に快汗スポーツデイのチラシの配布、あるいはこいのぼりなどの備品の修理、そして施設内で栽培しているトマト等々の手入れと、関係団体等との連携がよいということで、多くの市内事業者の活用、連携を図るという点が評価されたという形になっている。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

 これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 内容としては、新型コロナウイルス感染症による課題、影響を来年度1年間使って見定める。1年間の指定管理となるので実績のある現在の指定管理者と特命随意契約を行うことが内容になっているわけであるが、もう少し伺いたいのは、新型コロナウイルス感染症による施設の管理運営について見定めるとのことであるが、どういう影響があり、どういう課題がある

と考えているのかについてまずお答えいただきたい。それから、その課題を1年間で見定めるということなのだが、1年間で見定めることができるのかについても併せて伺いたいと思う。

古川福祉総務課長 実は現在も影響が出ている新型コロナウイルス感染症対策という部分の中では、玄関のところで入り口を1か所に絞っている。そして正面玄関に限って検温器、手指消毒液を配置している。それで、そのための受付人員を配置して注意喚起しているところである。この部分を将来的にこういう形でずっと継続するのか、あるいは施設の利用に関しても、7月以降、8月のモニタリング期間を経て段階的にオープンしているが、調理実習室の利用についてはまだできていない。これはやはりその飲食・調理という部分についてのリスクが高いということもあり、特に利用される方が高齢者も多いということも含めて、どういう注意喚起をしていけばいいのかを検討したいということもある。併せて、新たな対応という部分で、例えば人件費あるいは事業費がどれだけ増えるのかという部分についても今後確認をしていきたいと考えているところである。

1年間で見定められるかという部分に関してであるが、まず本来8月のところでモニタリング期間を経て、そして今それに伴った運営をしているところである。この半年間の部分の動き、そして来年1年、特に1年と言っても前半部分になると思うが、そこである程度は見極めができると思っている。ただ、現在新型コロナウイルス感染症の拡大の部分が大きくなっている。そういった中で、ワクチンの接種等も今検討されているところであるが、その新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みた形の中で整理は必要だと思う。

小林委員 今の状況だと1年間で本当に見定められるのかわからないところもあると思うが、それでも期間をある程度限らないと何もできないということがあるので仕方がないかと思う。

それで、特命随意契約にするに当たって、実績があるところというのが一つであるが、もう一つ、指定管理期間が1年間で入札参加者がいないのではないかということであるが、それはそういうことなのか。1年間だとやはり入札参加者が少ないと考えるのか、その点について確かめておきた

いと思う。

古川福祉総務課長 本施設については、総合福祉センターだけではなく温水プールと一体的な運営という形になっている。そういった中では、両者を一緒に運営するという部分で、長期だったら参入も考えられると思うが、1年間という期間を限定した部分の中では難しいのではないかというのが庁内で議論した結果であった。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第128号議案 多摩市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

それでは日程第4、第138号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは第138号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思う。

概要としては、働き方の多様化を踏まえた働き方改革を後押しする観点から、平成30年度税制改正により令和3年度課税分より個人所得の課税の見直しが行われた。このことにより給与所得控除及び公的年金等の所得控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられることになった。併せて国民健康保険税の軽減判定所得の算定においても、意図せざる影響や不利益が生じないように見直しを行うこととなった。これが概要になる。改正点等細かい点については松下保険年金課長

からご説明をさせていただく。

松下保険年金課長 それでは、改正の内容についてご説明させていただく。低所得者に対する国民健康保険税の均等割軽減措置の対象となる世帯内所得の基準について、軽減判定所得の算定の際に用いる基準額を43万円に引き上げるとともに、給与所得や公的年金等所得のある方が2人以上いる世帯については、当人の所得に変化がない場合でも本来受けられるはずであった軽減措置に該当しなくなる場合があることから、給与所得者等の人数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し、軽減判定所得の算定を行うこととしている。

資料の下の表が、現行と改正案の算定の方法となっている。基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるとされている。

資料の2ページ目をご覧くださいと思う。こちらは軽減判定所得の算定のイメージとなっているが、このモデルケースについては、夫・妻共に給与所得者の世帯となっている均等割軽減の対象世帯を想定している。今回の個人所得課税の見直しによって給与所得控除がそれぞれ10万円引き下げられたことにより、この世帯では総所得が20万円増加することとなる。国民健康保険税の軽減判定所得については世帯全体の所得から算出するため、軽減判定基準額の見直しを行わない場合、左から2つ目のグラフになる。あるいは基礎控除相当分の43万円の10万円のみの上昇だけでは、本来受けられるはずであった均等割軽減が適用されなくなることが想定される。このような意図せざる影響や不利益が生じないように、基礎控除額相当分のほかに、世帯内の給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を上乗せした形で調整をすることとしている。この世帯のケースでは、2人から1減じた数1人に10万円を乗じた額ということで10万円を上乗せし、総所得増分の実質20万円を上乗せした形で軽減判定所得を算定し、従前に引き続いて均等割軽減の対象となるように調整を行うものである。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 この説明の図で、この例はご夫婦お二人で、お二人とも給与所得者という場合のケースであるが、これが例えば3人世帯でそのうち2人が給与所得者だとしたときに、今の例だとお一人に10万円を乗じて判定するということであるが、今言った3人で1人給与所得者ではないというケースの場合であってもその不利益がこのことによって生じないのか、その辺はいかがか。

松下保険年金課長 給与所得でない場合は、もともと給与所得あるいは年金所得の方の控除の部分を10万円引き下げるという形であり、そちらに該当しない方については従前の取り扱いとなっているので、そこは変更がない。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第138号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第5、第139号議案 多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、第139号議案 多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご審議のほどよろしくお願ひしたいと思う。内容については担当課長である松下保険年金課長から説明をさせていただきます。

松下保険年金課長 こちら令和2年度の税制改正によって租税特別措置法等が改正され、納期限までに納付されない地方税等の延滞金の算定に当たって用いる特例

数値割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改正されている。また、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことに伴い、多摩市後期高齢者医療に関する条例に規定している後期高齢者医療保険料の延滞金の割合の特例に関する規定について、文言の改正をさせていただくものである。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 租税特別措置法の中で、名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改正されることに伴って後期高齢者医療に関する条例の附則が変わるということであるが、そもそもこの「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」という名称に変えるのは、要するにわかりやすくするという意味なのか。それともほかに何か意味があるのか。

松下保険年金課長 これまで「特例基準割合」という文言で整理されていたが、「利子税特例基準割合」「延滞税特例基準割合」「還付加算金特例基準割合」ということで、それぞれの名称を改正して明確にしたということである。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第139号議案 多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第6、第140号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 第140号議案である。租税特別措置法等を改正する令和2年度税

制改正によって、納期限までに納付されない地方税等の延滞金の算定に当たって用いる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改正をされたところである。それに伴い、租税特別措置法の特例基準割合に倣って多摩市介護保険条例で規定する介護保険料の延滞金の割合の特例に関する規定を改正するとともに、併せて所要の改正を行うものである。詳細については介護保険課長から説明させていただく。

廣瀬介護保険課長 資料の用意がないので、市長提出議案の新旧対照表等をご覧いただけたらと思う。先ほどの議案と同様、健康福祉部長からも説明をさせていただいた文言の見直しのほかに2点改正する点があり、1点が第14条保険料率の部分である。平成30年度から介護保険料の算出に使われる合計所得金額については、譲渡所得の特別控除の金額を差し引いた金額で算出をすることになっている。今般令和2年度の地方税制改正の中で、新しく低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置が創出されたので、それを新たに加えるものである。

もう1点が、保険料の減免のところ、第19条であるが、第2段階、第3段階に該当する方を対象として市独自の減免をしているところである。一方で、平成27年度から公費を投入して低所得者第1段階から第3段階の方に負担軽減の強化を実施してきており、今年度完全実施を行っているところである。さきに申した独自の減免というのが、具体的には第2段階の方は年額3万4,600円のところ、一定の要件基準を満たす方については申請に基づいて2万5,900円にする、第3段階の方についても年額4万3,200円のところを2万5,900円にするというような独自の減免であるが、公費を投入した負担軽減を行っていることで、第2段階の方については、この申請をいただかなくても既に第1段階の方の2万5,900円を下回る2万100円の年額ということで軽減が図られているので、ここの第19条から第2段階、第2号というところを削除させていただくものである。この第19条については公布の日から、そのほかについては令和3年1月1日から施行させていただきたいと考えているところである。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第140号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次、第7、第141号議案 多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 第141号議案である。本案については、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者の要件の改正を行うものである。詳細については介護保険課長よりご説明をさせていただきます。

廣瀬介護保険課長 引き続き本条例の改正について、平成30年度から居宅介護支援事業所の管理者の要件が主任介護支援専門員でなければならないとされて、今年度末までその経過措置期間となっていたところである。それが全国的に見て4割の事業所でまだ主任介護支援専門員がないという状況から国の基準が改正されたことを受けて本条例を改正するものである。

第6条のところただし書を加えさせていただいて、居宅介護支援事業所の管理者となるものはいずれの事業所であっても主任介護支援専門員でなくてはならないというところを、ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取り扱いを可能とするということが1つ目。それから2つ目、附則のところ、管理者要件の適用の猶予である。令和3年3

月31日、今年度末時点で主任介護支援専門員でないものが管理者となっている事業所については、その当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする適用を6年先の令和9年3月31日まで猶予するというものである。第6条のただし書の部分は令和3年4月1日から、また、ほかの部分は公布の日から施行させていただきたいと考えている。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

きりき委員 では、少し確認させていただきたいが、今回主任介護支援専門員を管理者ということで、以前からこの規定はあったが、経過措置があった。それに関してまた新たに法改正があるということであるが、ただし書で主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員でなくても管理者を認めるということだと思いが、この「著しく困難である等やむを得ない理由」というのは、具体的にどのような状況を想定されているのか教えてほしい。

廣瀬介護保険課長 現在国から示されている中では、急に病気になって管理者が辞めざるを得なくなったというようなことが例示されている。

きりき委員 この主任介護支援専門員というのは、なるのが非常に難しいというか、大変である。というのは、介護支援専門員になってから5年間の経験が必要というのもあるが、さらに主任介護支援専門員の研修を受けなければ主任介護支援専門員になることができない。その研修を受けるためには多摩市の推薦がなければいけない。多摩市の推薦を受けるためには様々な要件があり、例えば市の事業に対し積極的に参加している、市と連携を取れているといったことがあると思う。確か研修会に年4回以上参加というのが一つの基準になっていたかと思うが、このコロナ禍の影響もあり、こういった基準に関しては少し緩和というか融通を利かせていくことも必要ではないかと思うが、その辺りを市はどのようにお考えか。

廣瀬介護保険課長 事業所の皆様にはお知らせをさせていただいているところであるが、今般のコロナ禍ということで、様々な研修の機会がなくなっている。市でもようやくここに来て動画の研修を始めさせていただいているところであるが、年間4回というところがなかなかクリアしにくくなっているので、

どのような研鑽を積んできたのかレポートを提出していただくことでそれに代えさせていただくようなことを考えている。

きりき委員 主任介護支援専門員は年に1回しか新規がなく、さらに5年ごとに更新しなければいけない。5年ごとの更新の際にも多摩市の推薦がなければ更新研修を受けられないので主任介護支援専門員になれなくなって管理の要件を満たさなくなってしまうということで、事業所としてはかなり大変だという声が上がっているのではないかと思います。コロナ禍があったということもあるが、この状況で対応できるのであれば、今後もぜひ緩和できる条件に関しては緩和していただいて、何とか事業所の事務負担を軽減することに関しても協力していただきたいと思う。併せて、この研修に関してレポートを出すというようなお話もあったが、例えば社会福祉士という国家資格があるが、彼らに関しては相談員の専門家として国に認められた資格を持って行ってそれなりの知見を有していると考えてもいいと思うので、例えばそういった資格を持っている人に関しては何らかの優遇をしていくようなことを含めて、主任介護支援専門員になりやすい環境をぜひ多摩市の中で築いていくということを含めて地域の介護基盤の整備を進めていただきたいという意見を申し上げて終わる。

小林委員 この主任介護支援専門員が管理者の要件ということはそもそも居宅介護支援事業所の質を維持しアップするということから来ていると思うが、結局それでも主任介護支援専門員が圧倒的に少なく、40%の事業所が規定を満たさないということで、現実に条例を合わせるということになっているわけである。今きりき委員も言われたが、やはり主任介護支援専門員を養成する、数をふやしていくことがまず第一だと思うので、その辺について市の計画を伺いたい。それから、先ほど主任介護支援専門員の確保が著しく困難等やむを得ない場合として例えば急病等の例を挙げられたが、誰が判断することになるのか、その辺を伺いたいと思う。

廣瀬介護保険課長 市としても、ケアマネージャーのエキスパートということで、人材育成や業務管理、リスクマネジメントといったことに加えて、地域包括ケアの構築に向けて多職種連携、それから地域づくり、地域の人材育成といったところも主任ケアマネージャーには求められている。そういうところで、

多くの主任介護支援専門員が市内にいるのは非常に望ましいことだと考えている。各事業所でもそれぞれ研さんを積んでおられると思うが、市としても引き続き資質の向上や平準化に向けた研修を実施していきたいと考えている。また、市内の介護保険事業所の状況とすると、今介護支援専門員がいる居宅介護支援事業所は20事業所あり、18事業所では今年度内に主任介護支援専門員が全て配置される状況で、市内には28人の介護支援専門員がいるという状況になる。全国で比べると配置が進んでいるほうだと思うが、引き続きこの状況でいられるように市としても研修の機会等をふやしていきたいと考えている。また、来年度の4月以降、主任を置けない事情が起きた場合には、保険者のほうにその理由とその先の改善計画書を提出していただいて、市のほうで1年間それを猶予する、1年間で主任が見つからなかった場合にはさらに1年間猶予するような手続を進めていく考えである。その配置が著しく困難だということには届出をしていただいて、保険者である市が判断することになる。

小林委員 それで、ほかの市に比べると多摩市は進んでいるほうだということだ。答弁があったが、もう一つ、6年間猶予するというのがある。先ほど言ったように居宅介護支援事業所の質を担保するということからすると、さらに6年間も猶予するということは、そもそもその趣旨に反しているのではないかと思うが、この6年間という決め方は、先ほどきりき委員の質疑で、主任介護支援専門員については5年ごとの更新が必要だということがあったが、それと関係していることなのか。それとも、それとは関係なく6年程度猶予期間を持たないと管理者要件を満たさない事業所が出てきてしまうということだ。そのような規定になっているのか。それについてお答え願う。

廣瀬介護保険課長 国の説明では、新たに介護支援専門員、また管理者に着任した方が、5年の経験を積んで主任ケアマネージャーに、主任介護支援専門員になれるということで、少し長めの6年間を設定していると確認している。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第141号議案 多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

三階委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、日程第8、所管事務調査 大人のひきこもりについてを議題とする。本件は継続案件である。

前回9月11日の委員会では、今までの調査活動を報告書としてまとめていくこと、また、さらに調査を行いながら論点を整理していくことを確認した。今回各委員より、ご意見等をデータでいただいた。皆様にも見ていただきたいと思う。これをもとに報告書をまとめ、3月議会での最終報告に向けて取り組みを進めていきたいと思う。また、その間ご意見等があったらよろしくお願いを申し上げる。最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会の最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任をいただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。

お諮りする。本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をしたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることにはしたいと思う。
それでは、続いて日程第9、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。
本件については別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午後 1時02分 休憩

(協 議 会)

三階委員長 協議会へ移行したいと思う。
では、1番最初の健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 では、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応についてご報告をさせていただきたいと思う。

まず1点目であるが、資料にあるPCR検査センター運営支援についてである。(1)にあるように、10月1日より場所を変更させていただいて現在も運営を続けている。こちらに書いているのは令和2年11月19日現在の回数と検査人員であるが、最新のデータで12月3日まで実施している。計41回、182名の方に受検いただいた。回数であるが、11月から週1回のペースで今実施しているところである。

2点目になる。インフルエンザワクチン接種事業についてである。このたび新型コロナウイルス感染症拡大があったので、季節インフルエンザの同時流行を見据えて2種類の公費助成を実施させていただいている。1点目については、定期接種の高齢者インフルエンザ予防接種。今までもやっているが、今年度無料ということで実施させていただいている。2点目は季節性インフルエンザ、こちらは任意の予防接種になる。こちらについては、対象者は生後6か月から小学校2年生までと、あと妊婦、60歳未満

で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障がいがある、身体障害者手帳で言うと1級程度の方を対象にさせていただいており、こちらは助成金額1回3,500円ということで実施させていただいている。まだ最新のデータは出ていないが、10月末時点で、速報値にはなるが高齢者インフルエンザは2万1,102人に実施いただいている。昨年度が1万6,833人であるので、昨年度分を超えているような状況になる。約48%程度かと思込んでいる。10月がそうであるので、11月また増えていくかと思う。あと季節性インフルエンザは2,745件になっている。こちらは①②③すべて同じ人数となっているが、約28%程度の方にお受けいただいている状況になっている。

3点目になる。飲食店向けの講習会及びPCR検査モデル事業の実施をご報告させていただく。こちらについては、まずは市内の飲食店に正しい感染予防対策を実施していただきながら開業していただくということで実施したものが(1)となる。9月9日に実施させていただき、参加店舗は20店舗であった。(2)は、独自のPCR検査事業をするに当たりモデル事業を実施するというお話させていただいていたが、この飲食店向け講習会にご参加いただいた1店舗の方に手を挙げていただき、この1店舗の接待を伴う飲食店の中の従業員の方々3名の検査をさせていただいたところである。

4点目になる。多摩市独自のPCR検査の実施である。こちらについては新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したときに、クラスターの感染拡大防止の観点から保健所から濃厚接触者と特定された人以外の方を対象とした検査を実施した。こちらに1名と書かせていただいているが、最新のデータによると4名の方に受診いただいた。

5点目である。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、資料が替わり、次のページになる。こちらは10月23日に厚生労働省から発出された実施要綱・要領が、10月28日、都を通じて市に届いている。この要綱の接種体制確保事業の目的にあるように、現在いろいろな報道があるが、新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性・効果が確立しておらずまだ不確定な要素が多いところであり、なかなか接種開始時期

を具体的に見定めることが困難な状況があるが、一方、そのワクチンが実用化された際には早期に接種を開始できるよう、接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に確保しておくことが必要であり、それを目的とした要綱・要領が出てきたことになる。

中身であるが、その体制確保の中で、市町村・都道府県があらかじめ準備しておくべき事項が示されている。下に2つ四角があるが、左手に書いているのは市町村があらかじめ準備しておくべき主な事項として示されているものになる。1点目が人的体制の整備で、かなり業務量が上回るだろうということで必要な人員の確保、もう1点が予防接種台帳システム等のシステム改修。接種記録をやはり管理しなければいけないので、それに關わるシステムの改修。印刷・郵送準備というところでは、接種のご案内、個別通知が想定されているので、予診票の印刷等の準備。4点目が接種実施体制の検討・調整で、医療関係団体と連携し、実施体制構築の検討・調整を行うこととなっている。多摩市においては、多摩市医師会と今協議を開始させていただいているところである。5番目に相談体制の確保であるが、住民の問い合わせ等を受け付ける体制ということで、専門的な相談は都が実施することになっており、接種に関する一般的なことについての相談体制の確保をするようにということで要綱が発出されている。それに伴って今回12月追加補正ということで最終日に補正予算を上げさせていただいているところである。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員

飲食店向け講習会が9月9日に行われたということであるが、この内容はどのようなものか。店の中でお客さんを出迎える具体的なケースを想定して講習会が行われたのか、話をされたのは専門家の方をお呼びしてやったのか、その辺を伺いたいと思う。それから、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するということであるが、これは体制を確保することとその後に出てくる実際の接種事業についていずれも財源については10分の10ということである。本当にそうなるのか疑問であるが、その辺りをお聞かせいただきたいと思う。

金森健康推進課長 飲食店向け講習会であるが、講師は南多摩保健所の保健師と環境衛生

担当の方に来ていただいて、飲食店における感染予防対策ということで具体的なお話をいただいた。まずは新型コロナウイルスについて今わかっている部分がどういったことなのか、どういった感染経路で感染するのかというお話があった後、やはり大事なこととして、例えば店内の消毒をどのようにすればいいのか、対応をどのようにすればいいのか、具体的なお話を聞かせていただくことができたと思っている。

続いてワクチンの接種体制確保であるが、現在のところ国が10分の10という話が出ているが、具体的な金額は示されていない状況になっている。したがって、また通知が出てき次第、いろいろと情報を集めていきたいと思っているが、今はあくまでも接種体制確保の要綱しか発出されていない。ワクチン分科会等でいろいろと議論は進んでいるようであるが、まだ正式なものとしてワクチン接種に関わる部分は出てきていないので、まだ未定の部分が大変多いというところが現状である。

小林委員

1点目の講習会についてのお話があったが、そうすると接待を伴う飲食店だけではなく、その講習会で保健所の方がお話をされた内容は、そういう店舗だけにとどまらず一般的な飲食店にも必要なことだと思う。その辺の周知はそれぞれの店でいろいろ工夫されていると思うが、例えば大手のチェーン店だと、本部からのマニュアルが来て、それに沿ってやっていると思う。その点も含めて周知体制は今どうなのか。

金森健康推進課長 講習会を実施するに当たっては、接待を伴う飲食店のみならず結果的には一般的な飲食店の方に来ていただいた形になっている。ご案内に関しては経済観光課に非常に協力してもらい、経済観光課で実施している事業のときに案内してもらったほか、さまざまなその他の関係機関等からご案内をさせていただいたところである。現在のところその飲食店への講習会は1回切りという形になっている状況があるが、一般的な市民の方への健康教育的なものを今実施しているところである。

三階委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、2番、多摩市国民健康保険の令和3年度保険税率等の見直しの検

討状況について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 それでは、令和3年度の保険税率等の見直しの検討状況についてご説明させていただきます。

まず協議会資料の令和3年度仮計算結果の資料をご覧くださいと思う。こちらについては、先月東京都から示された令和3年度確定国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果となっている。こちらをざっと説明させていただきます。一番上の段の1人当たり納付金及び標準保険料等であるが、1人当たり納付金額については16万9,524円、今年度と比較して5.6%の増、東京都平均では3%の増となっている。1人当たり保険料額については15万1,978円、6%の増、東京都平均では2.8%の増となっている。標準保険料率の所得割については合計11.92%、対前年で6.4%、東京都平均では2.2%の増となっている。標準保険料率の均等割については7万3,304円、対前年7.2%の増、東京都平均では2.9%の増となっている。

中段の国保事業費納付金及び激変緩和等であるが、納付金額については44億6,926万6,000円、対前年で0.8%の減、東京都平均では2.1%の減となっている。激変緩和については1億2,508万9,000円、今年度と比較して4,194万3,000円の減、マイナス25.1%、東京都平均ではマイナス22.5%というような形になっている。都の財産支援については、令和2年度に引き続いてゼロとなっている。激変緩和後の納付金額については43億4,358万8,000円、対前年で0.1%の増、東京都ではマイナス2%。賦課すべき保険料必要額39億9,891万3,000円、対前年で3.3%の増、東京都ではマイナス1.8%となっている。

続いて、その下に各標準保険料率の詳細、医療・後期分、介護分、それぞれ所得割、均等割の詳細の率が載っている。こちらの中でも介護分の伸びが、多摩市が所得割率が16.1%の増、東京都平均では13.2%の増、均等割については多摩市が15%の増、東京都平均では12%の増となっている。こちらについては、介護負担金が上昇しているところもあるが、今回の仮算定に当たって国交付金がこの介護部分については算定されてい

なかったので、また本算定の段階では数字が引き下がってくるかと考えている。

続いて資料のスケジュール表をご覧いただきたいと思う。こちらは今年度のスケジュールとなっているが、納付金標準保険料率については例年同様11月上旬に今説明させていただいた仮算定結果が示されている。年末に国から確定係数が示されるので、年明けに東京都から確定係数による本算定結果が示されることとなっている。それから、保険税率の改定については、例年この仮算定結果を受けた形で11月に国民健康保険運営協議会に諮問させていただき、11月、12月、1月の3回の審議で答申をいただいていたが、今年度については来週18日の国民健康保険運営協議会に諮問させていただき、12月、1月、2月の3回で審議していただく形になっている。ただ、今年度については11月に開かれた国民健康保険運営協議会で、今の新型コロナウイルス感染症の影響といったものを踏まえて来年度の保険税率をどうするかご議論をいただいているので、実質4回議論いただいて答申を出していただくような形になっている。議会に対しては、もし改定するとなったら例年2月に勉強会という形でご説明をさせていただいているので、今回もそのような形でご説明をさせていただき、3月議会に改正条例を上程させていただく形を考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 最初に説明していただいた資料の1人当たり納付金及び標準保険料等で、例えば1人当たりの保険料額だと、ほかのものもそうであるが、前年度比が東京都平均よりもかなり高めになっているが、この原因として考えられることについて説明していただきたい。あと仮算定を受けて今度国民健康保険運営協議会に諮問することになるわけであるが、その辺の仮算定を受けて来年度の税率をどうするか考え方の基本になるものをお答えいただければと思う。

松下保険年金課長 まず1段目の1人当たり納付金、それから保険料額の増については、激変緩和が約4,200万円減額になっていることが主な要因となっている。それから、この表の下の米印の一番下であるが、賦課すべき保険料必要額のところで、標準保険料率を算定する際に加算・減算する項目がある

が、減算する項目で対前年度約1億円多摩市は減っており、その部分が影響しているような形になっている。

それから、国民健康保険運営協議会での考え方であるが、実際今まで第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針を定めて原則対前年4%増に基づいて改定を行っているが、今回については新型コロナウイルス感染症が経済活動や雇用といった部分で市民生活にかなり影響を与えていることも踏まえ、税率を改定するのか、改定を見送るのか、4%ではなく2%にするのかを今後運営協議会の中でご議論いただいて答申をいただくことになっている。

小林委員 そうすると、諮問する内容そのものはこれまでの既定の方針の4%上げるということで諮問して、そこで国民健康保険運営協議会で議論して、結果としてそれが変わるのか変わらないのかという感じでいくということなのか。

松下保険年金課長 例年の諮問でいくと4%上げた形で変更案を示させていただいて、この変更案についてどう考えるかを国民健康保険運営協議会でご議論いただいていたが、今回の諮問に関しては、その変更案をつけない形で諮問させていただきたいと考えている。したがって、税の改定率についても国民健康保険運営協議会のご議論の中で決まってくるものと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、3番目、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 こちらは9月の健康福祉常任委員会でもご説明させていただいた案件になるが、令和2年12月1日現在の状況をご報告させていただく。

まず傷病手当金であるが、申請が1件あり、1件支給決定をさせていただいている。

次に、国民健康保険税の減免状況であるが、令和元年度分としては申請件数183件、決定件数113件、不承認64件、処理中6件。9月との比較では、申請件数が38件の増、決定件数が32件の増、不承認が19

件の増となっている。

次に、令和2年度分については、申請件数318件、決定件数277件、不承認が25件、処理中16件。9月との比較であるが、申請件数が72件の増、決定件数が80件の増、不承認件数が4件の増となっている。申請件数の合計が501件、決定件数390件、不承認が89件、処理中が22件となっている。こちら令和2年度分の申請状況については、国保全世帯に占める割合としては約1.4%、合計所得1,000万円以上、年金のみの世帯などを除く減免対象となり得る世帯は8,600世帯程度と推計しているが、これに占める割合としては3.7%となっている。また金額的な部分については、令和元年度分が約190万円、令和2年度分が約4,200万円、合計で約4,400万円となっている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 傷病手当金であるが、申請件数1件で支給決定件数1件である。対象が被用者となっていると思うが、これは後期高齢者医療も同じように被用者に限ることになっているが、全国市長会等からの要望でもっと範囲を広げる、つまり自営業者等にも広げるべきではないかという要望が市長会から出ていると思う。それを所管としてはどのように考えておられるのか。

松下保険年金課長 こちらは被用者が対象になっているところで、国の考え方としては、収入の状況を個人事業主まで広げてしまうと把握しづらいので国は被用者という形にしているが、私どもも医師の証明が必ずしも必要ではない、個人事業主の証明があれば申請できてしまうことから、その辺は慎重な対応が必要かと考えている。

小林委員 これは国で決まっていることであるからなかなか多摩市だけがというわけにはいかないと思うが、新型コロナウイルス感染症の影響では、特に自営業者の方たちなどが非常に大きな影響を受けているということ言えば、やはりそういうところにも拡大すべきだと思うし、それはぜひ国にも意見を上げていただきたいということを申し上げておきたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、4番、しごと・くらしサポートステーション相談状況について、市側の説明を求める。

古川福祉総務課長 しごと・くらしサポートステーションの相談状況についてご報告する。

まず新規の相談受付件数であるが、実人数については10月末までの数字として421人、これは昨年度と同じ時期の159人と比較すると相談実人員は約2.6倍という形になっている。なお、相談延べ件数であるが、これは11月21日時点である。住居確保給付金及び生活困窮者の相談件数については5月をピークにだんだん減少傾向ではある。ただ、まだ8月から10月は600件ほど伸びていたが、11月になって若干減少傾向にはなっている。総数としては、電話が3,583件、面談が1,405件、そして訪問が124件という形で、合計5112件の相談件数になっている。なお、生活保護の相談につないだケースは12人であった。

2番であるが、令和2年度住居確保給付金の申請者数についてご報告する。11月までの申請者数は154人で、実決定者数については10月までの数で150になっている。ただ、その間90人の方が収入の増加によってこの制度が終了したので、現時点で実際にご利用いただいている方については60人という形になっている。

次のページをお願いする。参考までに多摩市社会福祉協議会で実施している緊急小口資金及び総合支援資金の特例給付の相談件数についてもご報告をさせていただく。緊急小口資金についても、同じく5月をピークに減少傾向ではある。総数としては相談件数が2,204件、申し込み件数が763件、これは社会福祉協議会が把握している件数となっている。なお、総合支援資金については、相談件数が1,491件、そして特例貸付について申し込みが438件、決定が419件という形になっている。これは一般質問でも回答させていただいたが、この申請者数と決定者数のずれについては、月の中での申請受付、そして東京都が審査するという形になるので月またぎになるため、この差が出ているところである。

本日追加で資料を添付させていただいている。12月8日付で国から通知が来て、この住居確保給付金及び緊急小口資金、総合支援資金について延長が決定している。具体的には生活困窮者住居確保給付金の支給期間に

については、最長9か月の受給が可能となっているところである。その方たちが実際この制度が始まった令和2年4月から受給すると、12月末で支給期間が終了という形になる。この方たちを含めて今年度申請いただいた方については最長12か月間延長ができるということで、12月末で終了予定の方が状況によっては3月まで延長ができるような形になっている。今回の延長については、これまで求職活動要件については当面の間不要という形になっていたが、今回の内容では2の(1)にあるように、受給者の求職活動要件が課せられているという状況である。

併せて、次のページであるが、同じく12月8日、国からの通知で緊急小口資金等の特例貸付の受け付け期間が12月末で終了予定だったが、同じく令和3年3月末まで延長になったという状況である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員 延長可能になったということであるが、現在受給されている方々になるべく早い周知が必要ではないかと思うが、どのような形で行われるのか。

古川福祉総務課長 住居確保給付金については、必ず月1回のモニターをすることがルールになっている。そのモニターも含めて、今対象者の方々にしごと・くらしサポートステーションでご連絡を申し上げているところである。

いぢち委員 そのご連絡というのは個別に電話のような形なのか、書面なのかを伺う。

古川福祉総務課長 今行っているのは個別での連絡をさせていただいている。そこで延長の部分については市が決定するという形になっているので、決定の通知は決定後速やかにご本人様に送らせていただく予定である。

いぢち委員 これ本当あるとないとでは全然違うし、それで皆さんの生活設計の考え方もまた変わると思うので、そのところはなるべく早く、しかも丁寧に行っていただきたいと思う。

それから、これは平成2年中の新規の場合には最大12か月までということであるが、それは本当にこの12月に新規であっても、最大12か月ということは理論上1年間はその適用がなされ得るということによろしいか。

古川福祉総務課長 そのようなルールになっている。

小林委員 しごと・くらしサポートステーションの相談状況であるが、これを見る

と5月、6月、7月ごろがかなりピークでそれから現在下がってきているということであるが、新型コロナウイルス感染症は第1波、第2波、今第3波となっていて、今は少し下がりつつあるが、またこれから上がっていくことが予想される。一般的にもそういうことが言われているのだが、そういう点では相談員の数があるのか。この前ふやしたばかりだと思うが、生活保護のほうは1月に相談員を1名ふやすということがこの前出されたが、相談員の今の人数を、これからの予測を見るのはなかなか難しいかもしれないが、場合によってはふやしていくこともあり得ると思うので、その辺についての見通しをお聞かせいただきたいと思う。

古川福祉総務課長 相談員の数については、6月の補正予算で1人増員をお認めいただいた。そのおかげで効果としては、例えば実績にあるように訪問等の件数が伸びてきている状況になっている。活動を充実させていただいたと思っている。今後第3波の状況については、今相談件数を注視しているが、やはり少しずつ増えている状況である。だから、相談状況に応じてまた様子を見ていきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、5番の生活困窮者自立相談支援事業（委託及び事業者選定）及び被保険者就労準備支援事業（委託及び事業者選定）について、市側の説明を求める。

古川福祉総務課長 本案件については、まず福祉総務課が所管している生活困窮者自立相談支援事業及び生活福祉課が所管している被保護者就労準備支援事業について、一括でご説明を申し上げます。

事業名については、今申し上げた事業名になっている。今回来年度からの本事業の委託事業者について選定をさせていただく。具体的には多摩市プロポーザル方式ガイドラインに基づいて公募型のプロポーザル方式を採用し、要綱により設置された審査委員会で選定する。審査委員会の構成であるが、健康福祉部長、福祉総務課長、そして生活福祉課長、高齢支援課長等、関連の課長のほうに協力をいただくと同時に、外部委員としてハロ

ワーク府中及び多摩市社会福祉協議会の方々にご参画いただいている。公募型のプロポーザル方式の採用理由と導入効果であるが、まず生活困窮者自立相談支援事業は現在しごと・くらしサポートステーションで活動いただいているが、生活困窮者等の地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを関係機関と連携し総合的・一体的に提供することにより、その自立を促進することを目的としている。また、被保護者就労準備支援事業、これは生活福祉課が所管している事業であるが、様々な理由で就労に向けた準備が整っていない生活保護受給者に対して日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた様々なサービスを関係機関と連携し総合的・一体的に提供することにより、その自立をすることを目的としている。こういうことから、価格競争という視点ではなく、サービスの経験、企画提案を受ける公募型プロポーザル方式を採用することにより実行性及び企画力のある優れた資質を有する事業者の選定が期待できる場所である。今回の履行期間であるが、来年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であり、これについては今年度債務負担行為として皆様に予算をお認めいただいている。契約目途額については、生活困窮者自立相談支援事業については3年間で8,163万2,000円、そして被保護者就労準備支援事業については2,019万6,000円になっている。

次のページをお願いする。主なスケジュールであるが、10月27日に第1回審査会を行って選定方針及び審査基準の確認等を行っている。11月5日に指名業者選定委員会に付議している。11月6日から11月19日まで募集要項の配布、参加申し込み受付を行っているところである。令和2年11月25日から12月25日、今企画提案書を提出いただくという形になっている。これを受けて令和3年1月14日に第2回審査会、そして2月4日に第3回審査会を行い、ここで受託事業者の決定及び次席者の決定をさせていただく。2月下旬に委託契約を締結させていただき、4月1日から業務を開始するようなスケジュールで行いたいと思っている。

三階委員長
いぢち委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

こちらは関連性のある事業であるので同日・同メンバーで開催ということであるが、私はこれは非常に大事な視点だと思っている。これをこうし

た形で行うことについて、どういったところに特に注意して行われるのか、このことによってよりこういった支援事業が豊かになっていってほしいわけであるが、その着目点はどういうところかを伺う。

古川福祉総務課長 生活困窮者自立相談支援事業と生活保護制度とはやはり表裏一体というか、連携が非常に必要になってくる事業だと認識している。そういった意味では、その対象者の方々にどういう視点を持って支援するかは、生活困窮者の事業者もそうであるし、あるいは被保護者、実際に生活保護になった方々に対する就労準備という部分での支援も併せ持った形の中でご検討いただきたいと思うが、ただ、審査委員会については同日・同メンバーで開催するが、これは別制度であるので、それぞれの制度に応じた形での目的にきちんと合致しているかどうかという部分について審査させていただきたいと考えている。

いぢち委員 あえて申し上げるが、困窮者の自立支援制度が始まったときに、正直生活保護をなるべく受給させないようにする水際ということが言われたが、私たちの観点から言うと悪用も他市では行われているという報告も聞いている。多摩市でそういったことは聞いていないが、やはり本来の目的である、それぞれの方が自信と誇りを持って働いていただく、本当の意味での自立につなげていただくためには、極端に言うが、何でもいいから働けと、生活保護をなるべく受けないようにするということだけに着目しない、相談者あるいは受給者を支える包括的なシステムが必要だと思っている。この2つをリンクさせて、当然別制度ではあるが、今申し上げた包括的にその人の暮らしを支えていくという視点、当然働ける状況の人と働けない状況の方がいるわけであり、そこのところを見分けての就労が非常に大事になる。釈迦に説法かもしれないが、そこのところでもより豊かな事業、利用者本意の事業ができるという観点からの選定等、今後の事業に生かしていくことを要望して終わらせていただく。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、生活保護の相談・申請状況について、市側の説明を求める。

松田生活福祉課長 それでは、6番目、生活保護の相談申請状況についてご報告をさせていただきます。生活保護の状況については、一般質問でも小林憲一委員、いぢち委員、大野委員からお尋ねをいただき、また資料等もお示しをさせていただいたところである。今回、健康福祉常任委員会には報告を毎議会ごとに行っているため、定期報告という形で報告させていただきます。

11月の速報値が入ったので、これも併せてご説明をさせていただきます。11月はそれぞれ相談が77件、申請が22件という形であった。新型コロナウイルス感染症が顕在化した3月以降を見ても、合計して694件の相談である。これが約1.5倍。申請についても154件で1.2倍という状況で、依然として高止まりをキープしているような状況である。ただ、括弧の中が新型コロナウイルス感染症関連であるが、やや落ち着いてきたのかなど。これは統計の取り方にもよるが、新型コロナウイルス直接は少し減ってきたかと思っている。ただ、こうした背景には新型コロナウイルスがもたらす厳しい雇用情勢があり、東京都の有効求人倍率が昨年12月末2.08であったものが直前の今年9月では1.19と、約1ポイントも下がってしまっている厳しい雇用情勢である。そうしたことを反映した数字になっているかと思っているところである。どのような相談内容かは一般質問での小林委員の資料要求でもお示しさせていただいたので、そちらをご参考いただきたいと思うが、そうした厳しい生活状況を反映したものがこの相談件数に現れていると感じている。

こうした状況を受けて、先ほどもあったが面接相談員を1月から1名増員することが決定したところである。

また、申請についても1.2倍に増えている状況の中で、新型コロナウイルス関係が少し落ち着いてきた一方で、3月から見ると一番最高の22件を記録している。余談であるが、ケースワーカーの数が今22人であるので11月については皆1人1件ずつくらい新規を受けており、ケースワーカーもてんでこまいで大変であったが、こうした状況が続くのではないかという気がしている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、7番、令和元年度 生活保護費返還金の状況について、市側の説明を求める。

松田生活福祉課長 続く7番目、令和元年度 生活保護費返還金の状況についてご報告をさせていただく。生活保護費の返還金については、現在も専任職員を配置し、あと法務担当の協力などによりマニュアル等も作成・見直しする中で、生活保護システムの改修なども行いながら適切な債権管理を行っているところである。ここで令和元年度における返還金の状況について報告をさせていただく。

まず1番の表であるが、返還金が令和元年度に発生した以前も、平成6年度～平成30年度に返還金が生じているが、これも併せて令和元年度にどのように返したかというような表になっている。調定の合計でいくと3億9,190万円という形であるが、令和元年度以前のものについては返還金が2,305万627円あったという表の見方になる。一方で、不納欠損、こちらは後で説明させていただくが、回収不可能な部分については不納欠損を行い、未済繰越額が3億3,600万円ほどあるというような表の見方になる。昨年度、令和元年度に発生したものは調定ベースで6,100万円という中で、返還金が2,100万円ほどあったということである。未済(繰越)額が4,000万円あり、最後の網かけになっている数字が昨年度末現在の返還金未済総額3億7,700万円ほどあるような形になる。

2番の返還率であるが、令和元年度だけを見ると、主に返還額は法第63条に基づく返還金と法第78条に基づく返還金がある。何かは下に書いてあるが、第63条は資力があるにもかかわらず、具現化することができない資産を持っているような形で具現化されたときに、その間立て替えて払っていた保護費を返してほしいというのが法第63条である。法第78条というのはいわゆる不正受給である。こちらが法第78条と呼んでいるものである。

1ページめくっていただいて、法第63条については、平成27年度か

ら元年度までの推移があるが、昨年度については、返還率、網かけになっているところであるが、49%返還。半分ぐらい立て替え払いの保護費を返していただいているという状況である。

(2) が理由別になっており、主などころでは各種年金の遡及受給50件とある。こちらについては、年金の受給権はあるのだが、すぐに年金が一括して振り込まれないと、それまでの間生活ができないというようなところで生活保護費を立て替え払いする。一括で遡及されたときに立て替えていた保護費を返していただく。そういったものがあるが、こちらが調定ベースで1,500万円に対して1,100万円ほど、約7割返していただいているところである。こうしたことを積み重ねていって昨年度49%ぐらいの返還があったという見方になる。

続いて3ページであるが、こちらは第78条不正受給である。こちらについては性格的に返していただくのが難しいような形になっている。網かけになっている令和元年度を見ると、2.8%ぐらいしか返していただけていないような背景がある。内訳については、就労収入の未申告、働いていないという申告だったが実は働いていたことが課税調査等でわかったのが調定ベースで1,100万円あったというような見方になる。

5番が不納欠損であり、不納欠損の右のところには点線の記載があるが、債務者が督促・催告に応じないような形。生活保護を受けているといつも相対しているので返してほしいというお願いができるが、生活保護廃止になってしまうとなかなかそれが難しいような形で返還に応じていただけないケース。また、債務者、保護を受けていた方が亡くなれば、相続人の方に債権があるので払ってほしいと言ってもなかなか応じていただけないような部分については、もう回収不可能ということで不納欠損にしているような実態である。昨年度3,200万円ほどあったところである。平成29年度ぐらいから増えているが、こちらについては平成27年度に会計検査院のご指摘をいただいて、きちんと債権管理しなさいと、回収不可能ものは不納欠損してほしいという指示に従っているところである。

最後の4ページであるが、生活福祉課における対応という中では、現在この返還に対して債権管理の実務マニュアルを作って対応している。また、

定期的に返してほしいというお願い、督促・催告をしている状況である。また、亡くなられた方については相続人をきちんと確認して応じていただけるようにというのが会計検査院の指摘であるので、そういったことも行っている。あと、残念ながら不正受給等で返していただく中では、生活保護を受けている方については保護費の中から返してほしいというお願いをしているところである。ただ、生活保護は最低生活費であるので国の目安があり、単身世帯であれば5,000円、複数世帯であれば1万円が上限だろうという中では、何百万円も返還金をつくった方が5,000円ずつ返していくということで、なかなか徴収が進んでいない実態がある。あとはシステムの改修によって債権管理が適切にできるようにし、先ほど言ったように適切な時期に不納欠損処理をしているところである。

最後に、課題であるが、返還金をそもそもつukらない、予防をするという中では、収入申告を今も行っているが、申告漏れ等がないように収入申告を徹底している。また、先ほど例で申し上げたが、年金の遡及が100万円単位で支給される中では、まだ手元にあるうちに返してほしいというお願いをすると納付率が高まる。あとは保護を受けている方についても生活に支障のない範囲で返してほしいというお願いをしている。滞納者全般に対して定期的に督促・催告をすることに今取り組んでいるところである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、8番、第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）素案について、市側の説明を求める。

伊藤高齢支援課長 では、資料の1枚目をご覧ください。素案についてである。ここで第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案を作成したのでご報告と、あわせて計画決定までの今後の予定についてご説明する。

資料をご覧ください1番のところに、本計画は法に基づいた法定計画で、第8期計画（令和3～5年度）の策定を行うものである。

2番に参って、今後の予定であるが、今月16日に介護保険運営協議会を開催の予定である。その中でも本素案についてご説明をさせていただく

予定で、その後諮問をさせていただき予定でいる。12月21日から来年1月25日までパブリックコメントを実施させていただき、今月の末23日には関係課長による計画改定案策定委員会を実施の予定である。来年に入って、16日と20日、市民説明会を実施の予定である。コロナ禍であるので予約制・定員制で実施させていただこうと思っている。あわせて多摩市公式ホームページ、YouTubeに資料をアップさせていただいて、説明会に来ていただけない方にもご覧いただけるように説明を尽くしていきたいと思っている。2月に入って庁内の健康福祉推進本部で協議し、2月の下旬、介護保険運営協議会から答申をいただき、2月末に計画決定という形で進めてまいりたいと思う。3月の議会でまたご報告をさせていただく。

3番に参って、パブリックコメントについてであるが、先ほど申し上げたとおり今年の12月21日から来年に入って1月25日まで約1か月間実施させていただき予定である。閲覧場所、意見の受付については以下のとおりである。市民説明会についても先ほど申し上げたとおり2か所で実施の予定である。

次に、計画素案の内容であるが、資料の横版の白黒のものを見ていただければと思う。こちらが基本指針、第8期計画において記載を充実する事項ということで国から示された基本指針になる。1番から7番まであり、今回その計画の中に書き込むようにということで来ている。大きくはこれまで進めてきた介護予防の推進、地域包括ケアシステムを支える人材の確保というところが出てくる。あわせて認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進というところが大きく出てくるが、一番は、1番、2番にあるが2025年だけではなく2040年、現役世代が急減し介護人材も含めてサービスを提供する側の人材の確保が難しくなるその時期を見据えて、人的な基盤の整備、サービス基盤をつくっていくこととされている。あわせて地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めるようになっている。この指針に基づいて策定をしている。

カラー刷りの横版になっている概要版をご覧いただければと思う。第1部で計画の策定について大きな位置づけを記載している。先ほど申し上げ

たとおりである。第8期ということで令和3年～5年度までの3年間となる。

次に、第2部で高齢者の状況と課題についてまとめている。素案の冊子にはもっと詳しく記載させていただいているのでお時間があつたらご覧いただければと思うが、大きくはまず全体として第8期の中で前期高齢者、後期高齢者が大きく逆転することが1つと、右側の細かい表になるが、一番右側が令和22年、2040年になるが、一番上の人口は毎年度微増ないしは微減で全体が変わらないのに対して、一番下にある65歳以上の人数・率については39.9%が65歳以上になる。そういったところを見据えて、多摩市では先んじて多摩市版地域包括ケアシステムを進めている。さらに、そういった横の連携、対象を区切らずに相談を受けていく体制、重層的な支援体制等々を進めていくことで地域共生社会の実現を目指していくところを記載している。

次、第3部で、基本的な考え方について記載している。総合計画にもある誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまちスマートウェルネスシティ・多摩の実現を大目標にして、基本理念としては高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられるまちづくりということで、基本目標を3本つくっている。これまで第7期では7つぐらい、どちらかというと行政管理的な表現が主だったと思うが、今回は市民の方にわかりやすくということで、基本目標1では地域で生き生きと暮らす。この中には介護予防や地域交流、社会参加による生きがいがづくりのようなどところを入れている。基本目標2、住み慣れた地域で安心して暮らすということで、介護や医療の体制整備、住まいや見守りの体制というところを記載している。基本目標3で、必要なサービスが適切に利用できるということで介護保険給付サービスの推進というところを記載している。

概要版の裏面が第4部で、具体的な施策の推進を挙げている。星印をつけさせていただいたところが重点目標で、国の基本方針等も踏まえて星をつけている。健康づくり・介護予防についてはこれまでどおり地域における介護予防をどのように拡充していくか、コロナ禍の中でどのように進めていくかというあたりも記載している。あと介護予防・日常生活支援総合

事業については平成28年度から始まっているが、サービスの地域支援事業だけではなく、日常生活を支援する体制の整備をどう進めていくかというあたりを記載している。あと基本目標2では、地域包括支援センターの適切な配置というところも記載しているが、地域ケア会議の活用というあたりを今回は大きく書いている。昨年度地域ケア会議については東京都のモデル事業にも参加して再構築させていただいたので、多摩市で関係者が集まって高齢者のためにどのようにプランを立てていくのかというところをこの会議を通して活用していきたいということで記載している。あと認知症の中では、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援ということで、大綱に合わせた位置づけと、2025年に向けてチームオレンジをつくっていくというあたりを記載させていただいている。あと在宅医療・介護の連携については、引き続き在宅医療と介護の連携、顔の見える一定の関係性ができているが、さらに今後は例えば意思決定支援、人生の最終段階における医療やケアの意思決定をどうしていくかというところでACP（アドバンス・ケア・プランニング）などについても記載させていただいている。そのような形で重点項目とさせていただいた。

それでは、介護保険について説明をさせていただく。

廣瀬介護保険課長 介護保険の部分、第4部の第3章からの部分、数字が抜けている。こちらについては現在国のスケジュールに沿って、国が提供しているシステムを使って第8期の計画期間におけるサービスの見込み量を試算しているところである。その試算が終わると保険料の計算をしていくというところであるが、第2回目の推計をしているところで、来週月曜日までにその作業を終わらせる予定でいるので、パブリックコメントの前にこの素案の中にも数字を入れさせていただいて、健康福祉常任委員会の委員の皆様にも資料提供させていただけたらと思っている。介護保険は当然にして認定者数が増えてくるし、給付費用も増えてくる。できるだけ所得の低い方に大きな負担がいかないようにということで、また来週の運営協議会でも議論を進めてまいりたいと思っている。また、コロナ禍でもあり、そういった影響がどのくらい出てくるのかも含めて今試算をしているところである。素案で示させていただく数値については、12月初旬時点のものであるの

で、今年の6月までのサービス提供分を基に見込んだものであるので、また年度末に向けてさらにブラッシュアップして精度を高めた推計にしてい
くような予定である。

第3章の中で、新しいところというと、一般質問の中でもやり取りをさ
せていただいている、特に介護人材の部分、人材が足りない、不足してい
く中でどうやって効率化を図っていくかというあたりを少し書き込みさせ
ていただいているのと、あと介護現場における新型コロナウイルス感染症
対策、災害対応といったところにも少し触れさせていただいているところ
であるので、また資料をお届けした際にはご覧いただけたらと思う。

三階委員長
きりき委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

ACPのこと、また介護人材についての言及があり、これから取り組ん
でいくのだという強い意思も確認できたし、そういったことがこれから多
摩市に必要だろうなと思って聞いていた。2点ほど足りていないというか
提案も含めて検討いただきたい。1つは、ACPの続きになるが、モーニ
ングワーク、亡くなって残されたご家族・ご遺族の方に対するケアが介護
保険では抜けてしまっている。もちろん高齢者のための保険であり、この
辺を制度でどのようにカバーするのかというのはあるかと思うが、やはり
ACPを考える中では、モーニングワークの部分に関しても何かしらのフ
ォローが必要ではないか、別の制度に対する引き継ぎといったものも含め
て関わっていく必要があるのではないかと思うわけであるが、その辺りど
うにお考えなのかをまず1点伺う。

伊藤高齢支援課長 ACP自身も本当に私ども昨年度医療介護連携推進協議会の中で勉強
したところであり、市民の方にもそういったことがどんどん浸透していく
にはまだまだ時間がかかるだろうと思っている。今、委員がご指摘をされ
たその後の高齢者を支えたご家族等への支援については大変重要な点か
と思うが、まず勉強させていただきたいと思っている。

きりき委員

ACPに踏み込んだこともかなり画期的なことだと思うので、ぜひ今後
研究なりを進めていただきたいと思う。

もう1点が、地域ケア会議の活用が重点項目に挙げられていたが、伊藤
高齢支援課長のご説明ではケアプランの質を上げるというようなことがあ

ったかと思う。その姿勢も十分大事で、それにも含まれるかと思うが、地域ケア会議はもちろんケアプランの質を上げるのもあるが、地域資源の開発、そういった足りないものを見つけたり開発したり充実させていくような観点ももちろん必要かと思う。その辺りの市のお考えはいかがか。

伊藤高齢支援課長 素案の95ページに、サイドブックだと110ページぐらいになるかと思うが、その中に多摩市の地域ケア会議イメージ図がある。今、委員が言われた政策形成に向けて地域課題を抽出していくというあたりについても一応このような形で地域課題ネットワーク会議ということで市レベルで、例えば移動の問題、地域によってはごみ出しの問題、様々生活支援に関わる問題があるかと思う。そういうところについて検討して政策形成につなげていこうと考えている。これまでも例えば介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体による訪問型サービスの中でも、ただ家事を援助するだけではなく、ご本人が直接見て買物をしたいのだというところで買物同行を施策の中に入れてさせていただく、あと外に出たいが歩いていける場所に見える場所がないということで、近所で元気アップトレーニングというような形で一つの施策につなげていく。そういうところは少しずつではあるが取り組んでおり、さらにそういうところをこの地域ケア会議を活用して進めてまいりたいと思っている。

きりき委員 まさに理想的な計画になるかと思う。どうしても介護保険、特にケアマネージャーはケアマネジメントするわけであるが、カンファレンスといったプロセスを踏む中では、介護保険サービスの中で何とかできることを探そうとしがちであるが、当然地域の生活の中でできる介護や支援もたくさんあると思う。そういったことに関して、先ほど主任介護支援専門員のお話もあったが、介護保険制度だけ勉強していてもなかなか難しいところもあると思うので、そういった真面目にやっているからこそわからない視点をケアマネージャーに対して情報提供することが地域力、介護力につながっていくと思うので、ぜひそういった視点も含めて計画に盛り込んでいただきたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、9番、第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画（令和3～5年度）素案について、市側の説明を求める。

松本障害福祉課長 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画の素案についてご説明をさせていただく。資料については、障害福祉課で出させていただいた資料1を使ってご説明させていただきたいと思う。

計画の概要については、6年間の障害福祉施策の基本的な方向性を定める「多摩市障がい者基本計画」と3年間の障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策等を定める「多摩市障害福祉計画・障がい児福祉計画」で構成されているが、今回策定するのは後者の計画となっている。令和3年度から令和5年度までの3年間の障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策等について定めるものである。今年度に入って7月にこの策定委員会等の設置について経営会議で決定していただき、8月には障がい者生活実態調査の実施、また事業所には8月から9月に入ってこの計画策定に係るアンケートなども実施させていただいている。9月以降になって庁内の委員会、今回は市民の方々を入れた策定市民委員会という形を取らず、自立支援協議会をコロナ禍でもあるので検討いただいているところである。また、当事者の方々の意見も大事にしていきたいということで、自立支援協議会の権利擁護専門部会の方々からも意見を聴取しながらここまでつくってきたところである。

今後の予定としては、12月15日の経営会議をもって素案の協議・決定をしまいたいというところ、12月25日からパブリックコメントを実施させていただき、健康福祉推進本部を経て3月には原案の決定に進んでしまいたいところである。

パブリックコメントの受け付けについては、12月25日～1月15日までということで、閲覧場所についてはこちらの資料に書かせていただいている市役所ロビーほかである。意見の提出先についても同様である。

概要について少しご説明させていただきたいと思う。1枚めくっていただいて2ページ目でご説明させていただく。第1章については、目的、根拠法令、計画の位置づけ等を示させていただき、計画策定への取り組みを

示させていただいている。計画の位置づけについては、総合計画の基盤となる考え方の健幸まちづくりの推進を踏まえて策定している、福祉分野を横断的につなぐ地域福祉計画の個別計画として策定しているところである。ここの計画の位置づけのところには、健幸都市の実現に向けた取り組みとしてスマートウェルネスシティ、多摩市版地域包括ケアシステムについても説明のページを入れている。また、差別解消の条例を7月に制定したところもあるので、そちらについても説明を今回加えているところである。

また、第2章に入って、障がい者・児を取り巻く状況と課題については、障がい者の対象者の推移、障害福祉サービスの増加の状況なども入れさせていただいている。また、先ほどお話しいたしました障がい者生活実態調査や事業所アンケートの結果も一部抜粋して入れさせていただいているところである。

第3章に参りまして、今回の計画の特色であるが、国の指針に基づいて計画をつくっていくというところであるが、やはり多摩市らしい計画とすべきだろうということは庁内の委員会でも、自立支援協議会でもいただいている。そのようなところで、ここの見出しの大きい1番目、2番目のところ、サービス提供体制の確保に関する考え方については、障がいの高齢化・重度化が進む中でも安定的にサービス提供していくための人材確保に向けた取り組みを検討していこうということ、多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例に基づく具体的な取り組みを検討していこうということを入れさせていただいている。

また、2番目の新型コロナウイルス感染症対策と、感染症も踏まえた上での災害時の対応は外せないのではないかとかなり言われた。障害福祉計画というところでは、障害者総合支援法に基づくサービスの見込み量といったところを大きく示していく計画ではあるが、こういったところをベースにした上で進めていくことが重要だろうということを入れさせていただいている。

また、3番目、サービス提供体制の確保に係る目標については、この資料の3ページであるが、第6期障害福祉計画及び第2期多摩市障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、こちらは国の指針の資料である。

この3番目の成果目標で、①～⑦が今回の計画の大事なところである、成果目標に入れておくべきものであるということを示されている。この指針の見直しをもとに、市の今回の計画でも、サービス提供体制の確保に係る目標に入れさせていただいたところである。こちらについては、東京都からも数値目標が示されてくるので、それについて入れていくが、まだ東京都から数字が示されていないところもあるので、それは確認でき次第入れていく。4番、ここが市の今後の各サービスの見込み量というところで、どのくらい市としてそれぞれのサービスを見込んでいるのかを示していくところである。平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえた見込み量を計上というところである。今回コロナ禍でもあり、令和2年度に入って上半期かなりサービス量が少なめだったところもあるが、今後そういったところが戻っていくだろうということも踏まえて、数値目標を入れてきているところである。

また、第4章については、計画の推進に向けて自立支援協議会や事業所等連絡会を中心に計画を推進してまいりたい。また、PDCAサイクルのプロセスに基づいて進捗状況を評価し、必要に応じて見直していくことを進めていきたいという形で計画の素案をつくっている。

また、12月15日に経営会議で協議をいただくというところで、本日皆様のほうにお示しさせていただいた資料が若干変更になるかもしれないが、それについてはまたパブリックコメントを実施させていただき資料で少しご確認いただけたらと思う。

今日は資料2の細かな内容についてまでのご説明を割愛させていただくが、ご覧いただく中で何か気になる点等あったら、またパブリックコメント等でご意見をいただけたらと思う。

三階委員長
きりき委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

これからこの計画の概要を見るに当たって障がい者の地域移行が進んでいく、特に2号包括、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムが出ていっているので、そういった国の支援を含めて、こういったものが多摩市でも進んでいくのかと思うが、一つ気になるのが、長期入院が周りの都合でなされているということはあってはならないものであるが、一方で、精神

障害を抱えている方を守るという部分も当然あり得るかと思う。大事なのは、その方がSOSを出せる環境をつくることであり、必ずしもそれが地域生活かどうかというのは状況によって変わってくるかと思うが、目標を地域移行に定めてしまう、数字的に定めてしまうことは、そういった危険をはらんでいるのではないかと思うが、その辺りを市はどのようにお考えか。

松本障害福祉課長 今ご質問いただいたところについては、第3章の3の(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところのご質問と受け止めさせていただいている。以前の計画では精神障がい者の地域移行ということで、入院している精神障がいの方々を地域で生活できるように、地域生活に移行させていこうという目標を掲げていたところである。だが、なかなかその移行が難しいところもあり、やはり地域の体制を整えた上で進めていかなければならないということでこの目標に内容が変わってきたと受け止めている。かねてから私どももこの障害福祉計画の策定が国から示されてつくってきている中では、その精神障がい者の地域移行をどう進めていくか市内の精神科病院とも調整しながら進めてきているところであるが、現段階で移行できる方は既にある程度移行されていると受け止めている。だが、精神科の入院病床もかなりいっぱい、本当に入院していただくべき方は入院していただき、地域で生活される、グループホーム等で生活できる方々の環境をどう整えていくのかが課題だと考えている。福祉の部門だけではこういう体制づくりは非常に難しいところもある。医療機関や訪問看護ステーション等との連携も必要かと思っているので、今まだ市のこういう体制づくりが十分進んでいないところであるが、少しずつ進めてきている。今後どのような関係機関に関わっていただき、こういう体制づくりができるか、検討しながら取り組んでまいりたいと思っている。

きりき委員 多摩市だけではなく全国的な課題だと思う。多摩市に関してはかなり進んでいるというか配慮されている部分も見受けられるので、これからも進めていただきたいと思う。そのような中で、一つ一般質問のときにも触れたが、ACTプログラム(包括型地域生活支援プログラム)、地域で生活していく上に当たって重度の精神障害を持った方のアウトリーチ支援プログ

ラムが今話題になっているというか、これから制度化されていくのではないかと話もあるが、多摩市ではそういったものに関して制度化していく、また計画に組み入れていくといった考えはお持ちか。

松本障害福祉課長 今いただいた件については、まだ多摩市では議論がそこまで進んでいる状況ではないが、今後いろいろな背景を踏まえて必要に応じて検討してまいりたいと思う。

きりき委員 地域移行に関しても、ずっと必ず入院してはいけないということではなく、基本は在宅で時々入院するような生活の仕方も当然あり得ると思うので、幅広い選択肢の中から安定して生活できるような形で支援していただきたいと思う。

もう一つ、松本障害福祉課長のご説明の中で、高齢化の問題があったという話があった。その辺り特に特定相談の部分でかなりケアマネジメントの難しさがあるかと思うが、具体的に何か対策はお持ちなのか。

松本障害福祉課長 障がいの方の高齢化も課題であるが、介護保険制度と障害福祉制度の兼ね合いというところでは、65歳に到達したときに介護保険に移行できる場合は介護保険のほうにという仕組みにはなっているが、障がい特性を踏まえると、なかなかそれほど簡単にはいかないような事例が多い状況である。高齢制度の部門と障害制度の部門の両方をうまく使い分けて支援ができる方もおられるので、そういうところは両制度の兼ね合いも見ながら、ご本人にとってよりよい生活が行えるように、それぞれの制度の良いところを活用しながら支援していきたいと思う。また、相談の部分も同様だと思っているので、そのように進めていきたいと思っている。

きりき委員 多摩市版地域包括ケアシステムを構築する上ではこの部分が特に難しいかと思う。介護保険としては高齢者で65歳以上が対象になるが、考え方として両方取り入れるということはあるかと思うので、両方のいいところをうまく取って、多摩市民すべての人が幸せに安心して生活ができる環境をいろいろな視点から組み入れていただきたいと思う。その辺りは部署をまたいでということになるので大変だと思うが、ぜひ連携していただきたいと思う。

大野委員 今お話に出た多摩市版地域包括ケアシステムが、先ほどの介護保険の話

も含めて全部多摩市としては諸計画でそういうのをきちんと提示されて説明していこうということで、この計画の部分でも例えば高齢の親と障がいのある子どもの世帯ということで具体的な例も書いてある。障がいのところに特化した話ではない、介護のところでもどこでもそうであるが、多摩市版地域包括ケアシステムの概念等いろいろなことを横断してやっっていこうというのはわかるのだが、それを具体的に進めていくことの作業が実際どうなっているのかがあまり伝わってこない。勉強不足かもしれないが、例えばあるケアマネージャーの方が実際お尋ねしたお宅で、ケアマネージャーでなくてもヘルパーでも誰でもいいが、こういう自分の関わっている分野と違う問題がありそうだと言ったら、そこでもちろんそういう情報を伝えてもらえればいいのだが、とかくそれぞれの計画はやはり縦割りのものが中心になってきているので、どう横断的に対応していくのかが、それぞれの計画でもう少しわかるような仕組みがあったらいいということと、市としても、概念としては地域包括ケアシステムの多摩市版ができてはいるのだろうが、具体的にどうしていこうというのが、それぞれの地域にもよるだろうし、ケース・バイ・ケースでもあるので、なかなかそれを説明し切れないという部分があるのかもしれないが、実態として例えば障がい者の計画の中でもこういうことでもう少し横断的に、今だったら介護保険がどうなのかという話も出たが、どのようにそういうものをつなげていくのかがもう少し出てきてもいいかと思う。もしよろしければ健康福祉部長でも結構であるし、別に指名しているわけではなくトータルの話もあるので、もし補足することがあればそういうことも含めて教えていただけたらと思う。

松本障害福祉課長 ただいまご意見をいただいたところは非常に大事であり、またどのように構築していくのか難しいと思うところがある。だが、実際のケースワークの中では、例えば今事例として挙げていただいたご高齢の親御様のところに障がいのお子様がおられる8050問題のような家庭もやはり出てくる。例えばご高齢のお宅を訪問して高齢介護の分野でいろいろ見ていく中では、実はその世帯に50歳ぐらいのお子さんがどうやらおられるようだということで、今後それをどうしていこうかというようなところが事例

として出ているところもある。そのようなときには、例えばその方を障害認定していただいてサービスにつなげていくこともあるし、システムとしてどう動いているのかをお示しするのはなかなか難しいところであるが、それぞれの分野が行える支援をそれぞれ縦割り行政ではなく横に連携しながらつないでいくというところが、この多摩市版地域包括ケアシステムにつながっていく部分かと所管では考えているところである。形をつくって機能しないというよりも、今できていることをどうつなげていくのか、それが多摩市版地域包括ケアシステムとしてどのように説明できるのかが今後の課題かと思うところである。

大野委員

例えば私たちが今テーマとしているひきこもりの問題も含めてこういうことにつながっていくのだと思うが、ぜひその辺りを、パブリックコメントで書けばいいのかもしれないが、もう少しどのように分野が違う問題が関わる、概念としては図も書いてあるしそれはわかりやすいが、ただ、どう具体的にそれを拾えるのか、気持ちだけではなく実態としてそういうことにつながるようなもの、何か誘導するようなものを示していただけたらいいと思っている。

小野澤健康福祉部長 今多摩市版地域包括ケアシステムについてご質問をいただいたが、言われるとおりに、まだまだ具体的なところに行き着いていないところがあるかと思っている。そうした中で私どもとしては、まずはその相談体制を重層的にしていくということで、先ほど障害福祉課長が話したように8050問題やひきこもりの方、そうした複合的な課題を抱えた方々に対して、どこかの部署でそういう情報を把握したとしても、今はそれぞれの部門によって隔たりがあるので、それが十分に共有できない状況になっているが、そこが国の制度でも整理されてきたところもあるが、個人情報の枠を越えてそこが共有できるような仕組みになっていくということで、まずはしっかり共有できる仕組みをつくるということで、来年度から進めるための準備会を今始めているところである。ただ、それでもまだ具体的などころが見えてこない部分があるかと思う。私も高齢の分野だけで考えても、今高齢支援課のほうで在宅医療・介護連携推進協議会をやっているが、医療と介護の、医療と福祉の隔たりも、隔たりと言っては失礼であ

るが、どのように情報を共有していくか、入院されていた方が退院してご自宅で在宅になるときにどのようにその方の情報を伝えるか、それを少し様式化したり、病院によっていろいろな様式があったりして、その辺を標準化、平準化するのは難しいところがあるなど感じている。今年度新型コロナウイルス感染症の関係もあり、その会議も開けなかったところであるが、本当に地域の関係者の方々が顔を突き合わせて、ここはこうである、ああだと言いながら詰めていかないと、なかなか具体的な形にはならないと思っている。その在宅医療・介護連携推進協議会も3年4年やってきたので、同じようにそうした会議体なども経ながら、少しずつ具体的にしていきたいと思っているところである。

小林委員 素案の67ページから地域生活支援事業(必須事業)の計画が出ている。それで72ページに移動支援というのが出ていて、実施箇所、利用者数、利用時間数の計画が出ているが、先日一般質問の答弁で、2年前の健康福祉分科会の決算での移動支援の充実についての評価を受け、それに対応していくということで答弁があったが、ここに出ている計画はそういうものも含んだ計画だと考えてよろしいのか。

松本障害福祉課長 ただいまご質問をいただいた点については、そのように考えている。ここにそういった細かなところまで表現はしていないが、平成28年度や平成29年度に決算施策評価でご意見をいただいた移動の関係、意思疎通支援関係については、やはり課題と考えている。そういったことはこの数値目標では見えてこないところであるが、いただいた意見をもとに利用しやすいサービス体制をどう整えられるか、行えるところから詰めていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは10番、令和2年度 健幸まちづくりシンポジウム実施報告について、市側の説明を求める。

原島健幸まちづくり推進室長 健幸まちづくり推進室からは、10月と11月に開催した健幸まちづくりシンポジウムについてご報告させていただく。

まず1件目、健幸まちづくりシンポジウムオンライン～多摩市で叶う、新しい健幸！ワーク～である。本シンポジウムは、ポストコロナの新しい働き方について、多摩市で新しい働き方を実践する市民の皆さんに集っていただき市長とともにパネルディスカッションを行い、働き方改革の専門家であるファザーリング・ジャパンの安藤氏、住宅情報誌SUUMO編集長の池本氏をお迎えし、多摩市での新しい働き方の今とこれからの可能性について講評いただいた。当日はベネッセ・ホールディングス様にご協力いただき、多摩センターのベネッセ・ホールディングス東京本部を会場として、多摩市公式YouTubeチャンネルからのライブ中継を行った。こちらは11月25日現在887回視聴されている状況になっている。そのほか、多摩テレビでの放送、ONLINE文化祭での放送も実施した。あわせてシティセールス担当に協力してもらって事前・事後のパブリシティも実施している。こちらのパブリシティの詳細については、資料の3ページ以降をご覧ください。

続いて11月9日にサンリオピューロランドのディスカバリーシアターにおいて実施した健幸まちづくりシンポジウムオンライン 女性のための健幸づくり～自分を大切に、仕事・子育てを笑顔で～についてである。本シンポジウムは、登壇者に厚生労働省の事務次官を務められた村木様、株式会社サンリオエンターテインメント代表取締役社長の小巻様をお迎えして、子育て、仕事で忙しく自分のことがおろそかになりがちな女性をメインターゲットに実施した。こちらのシンポジウムも多摩市公式YouTubeチャンネルからライブ中継を実施して、11月25日現在で695回の視聴となっている。さらには今月いっぱい多摩テレビでの放映も行っている。健幸まちづくりシンポジウムとしては初めてのオンライン配信での開催という新たな試みとなったが、より多くの方にご覧いただけたのではないかと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、本日の最後、11番、日本医科大学多摩永山病院の建替えに

ついて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 お手元のサイドブックに資料1・2・3・4と4点ある。

まず資料1、今回の学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、資料1ではこれまでの経緯等をご紹介をさせていただく。当初学校法人日本医科大学（以下「日医大」）から多摩市に平成20年10月に要望書が出されている。この主な内容としては、旧東永山小学校跡地を病院として使用するということである。そうした中、その3年後、日医大と多摩市で確認書の締結。さらには平成30年5月に日医大から多摩市に要望書が提出されている。こちらは旧東永山小学校跡地ではなく永山駅周辺での用地の確保を要望するという中身になっている。そうしたものを踏まえ、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と土地交換の可能性についての協議を平成30年5月にスタートし、平成30年12月に多摩市とUR都市機構とで土地交換に向けた確認書を締結している。さらにその後話を進め、議会でも土地交換差金について債務負担行為を設定する補正予算をお認めいただいたところである。その後、日医大と多摩市で確認書を令和元年7月に締結後、現在の状況については、一番最後になるが日医大から多摩市に要望書が提出されている。

その要望書については、資料2をご覧になっていただければと思う。資料2の表は現在の日医大多摩永山病院の状況で、昭和52年に東京都及び先ほどのUR都市機構の前身である住宅都市整備公団の強い要望に応じて現在地に開院してから、高度急性期、急性期の基幹病院として地域医療の中心的存在として地域に貢献してきた中で、近年施設の老朽化や狭隘化が著しく、最新の医療技術への対応などが難しくなっている中で、このたびその建て替えを行っていく。その建て替えについては、こちらにある現在の旧多摩ニュータウン事業本部跡地、「UR局舎跡地」と一般的には呼ばれているところであるが、そちらについては東京都から土砂災害特別警戒区域の指定を受けている、あるいはそのところは斜面地が多く、平たんな敷地への整備・造成等に多額の費用がかかること、それから、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響によって病院の経営が著しく困難になってきている状況の中で様々な要望が、裏面になるが提示されている

ところである。

7つの大きな要望であるが、まず1点目、2026年度の新病院開院を努力目標として最速のスケジュールに沿った調査・工事等の実施及び協力。2点目であるが、新病院の建設に滞りなく着工するためのUR局舎跡地に係る一切の造成・平坦な土地への整備等の負担。括弧で、測量・地盤調査、土砂災害警戒区域解除工事を除く20億円相当。さらには3点目、旧多摩ニュータウン事業本部跡地の無償貸与。4番、新病院の建設に当たり、建設費に対する財政的な支援、補助金というところである。5番目として旧多摩ニュータウン事業本部跡地の約50%が傾斜地であり駐車場整備が困難であることから、隔地の駐車場の確保に関する支援及び協力。6点目、永山駅から新病院への患者動線整備、公共交通機関（バス等）と書いてあるが、新病院敷地内への引き込みに関する支援及び協力。最後になるが、新病院建設を一つの契機として、現多摩永山病院跡地の利活用を含めた諏訪・永山まちづくり計画の着実な進展というところで、11月30日に理事長から要望書の提出を受けたところである。

そうした中、今後のスケジュールであるが、一つの目標スケジュールのイメージであるが、最終的に開院は、学校法人日本医科大学が2026年度に150周年をお迎えになるということで、ここを一つの開院目標として今後地盤調査をはじめとした具体的な建設に向けてのスケジュールということで描かれているところである。

最後、資料4になるが、新病院の概要である。現在、新病院については405床である。3番にあるが、現在23診療科をお持ちで、こちらのところに新病院を開設するということである。新病院の主な施設としては、現在もあるが救命救急センター、あるいは集中治療室、周産期医療等に対応した新生児の集中治療室、あるいは回復治療室、そのほか手術室、内視鏡室、分娩室、血液浄化療法室、外来化学療法室、それから検診センター等、そうしたものが新病院の概要として挙げられている。

次以降のスライドについては、イメージということでご確認いただければと考えている。

いずれにしても、今回のものは要望書が提出されたことに対して、私ど

もはそれを受け止めて、この要望書については日本医科大学の理事長と市長が11月30日に会って提出されたものであり、それに対する検討はこれからの状況ではあるということでご報告をさせていただきたい。この建設に向けては現在検討中であり、今後も状況は様々変化しているので、ここで申し上げるのは大変心苦しいところもあるが、それが現在の実情である。そのような中で要望書が提出されているので、今後様々な建て替えに向けての状況の変化について議会の皆様とともに情報共有を図りたいというのが今回の報告の趣旨であるので、そうしたところからご理解を賜りたいと思っている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大野委員 今日わからなければ後日でもいいが、大学の病院がほかに文京区と川崎市の武蔵小杉、あと千葉の印西市にある。それぞれのまちで病院が造られるとき、あるいは何か改修したときなどに対して、それぞれの自治体からの補助のようなものが出ているのかどうかについて調べていただけたら、またわかった段階でお知らせいただけたらありがたい。

伊藤保健医療政策担当部長 病院のことであるので、私からお答えをさせていただく。今お話しいただいたように、学校法人日本医科大学については現在4つの附属病院をお持ちである。千駄木の本院、川崎市の武蔵小杉病院、千葉の北総ニュータウンにある千葉北総病院、それから多摩永山病院になる。千駄木、武蔵小杉、北総病院についても、千駄木はここで建て替えが終わったところであるが、そうしたところが行政からの支援を受けているとは一切聞いていないところである。一方、東京都や国からの様々な補助金もあるので、地元の自治体からそうした補助金は受けていないにしても、都なり国なりからそうした建て替えに当たっての補助金を受けている可能性があるので、委員が言われたその辺は少し丁寧に調べて、後でお伝えできればと思っている。千葉北総病院についても、武蔵小杉病院についても同様の状況であるので、そうしたところをまたお調べしてご連絡をさせていただければと思っている。

大野委員 では、念のため確認であるが、その住所がある場所の直接の自治体、つまり市や区レベルの補助はないが、それ以上の自治体あるいは国などから

はあるかもしれないということで確認してよろしいか。

伊藤保健医療政策担当部長 現状について、私どもが知る範囲ではそのようにお聞きしている。ただ、様々移転に当たってのやり取りの中での何かお手伝いがあったのかもしれないが、現状のところについてはそうしたことはないということと同っているところである。

小林委員 日医大側からの要望の第6項目に永山駅から新病院への患者動線整備というのがあるが、この動線も重要だと思うが、それと同時に上側の諏訪地域からの病院への動線も必要ではないかと私は思うが、その点については市としてどのように考えるのかと、それとあわせて病院の中でのエレベーターやエスカレーターを使っての垂直移動の仕組みが、永山駅のレベルから上の諏訪への垂直移動として使えるということがあると、諏訪地域と永山駅との関係では非常に便利になるのではないと思うが、その辺をやるとすると、病院の設計についても市側から何らかの要請が必要ではないかと思うが、その辺は今どのように考えているのか。

榎本施設政策担当部長 旧多摩ニュータウン事業本部跡地に病院を建設ということであるので、あそこの例えば北側のところのスロープ、階段のところ、駐輪場が途中にあったりするというので、あそこはまさしく高低差があり、あそこのバリアフリー化を何とかできないかというところで、今、委員が言われた駅から諏訪・永山地区への動線が円滑に進むというところについての問題意識を私ども長年持っているし、今回病院の建設に当たって協議を重ねていく中で、病院の建設に合わせてその課題解決に向けて何ができるかについて日医大との協議の中で進めていきたいと考えている。現状においては、スケジュールの中にあつたとおり、基本計画、基本設計という段階であるので、詳細なことはまだ申し上げるところではないが、そのような考え方で進めていきたいと思っているところである。

きりき委員 調整はまだこれからだと思うのでわかる範囲でお答えいただきたいが、こういった問題は東京都の医療計画などとも絡んでくるかと思うわけであるが、東京都とどのようなお話をされているのか、また東京都からの支援は期待できるのかどうか、そういったことに関しては今どのような状況か。

伊藤保健医療政策担当部長 今お話いただいた点については、基本医療計画については

二次医療圏域ごと、都道府県単位の中での圏域設定の中で、多摩市においては南多摩医療圏域で様々な医療圏の中での検討がされているということである。当然日医大多摩永山病院についても南多摩圏域の中の一つの病院であるので、一つ日医大の建て替えに当たって、それをピックアップして地域の中で具体的にどうかを圏域の中で検討するというよりは、そうした動きについて地域医療構想調整会議の中でご報告をさせていただくことになっている。一方、東京都からの支援については、東京都も例えば新築の建て替えに当たっては耐震化の補助メニューがあるので、そうしたメニューを私ども市としては日医大にサジェスションというかご連絡をして、都のこのような補助金があるので、建て替えに当たってはそうした補助金を活用して建て替えたほうがよろしいのではないかというところで、東京都からのものの情報提供を日医大側にするような形での関わりを持たせていただきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 3時01分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 3時01分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

三階 道雄